

# J.S. ミル『経済学原理』における土地所有論と国家

前 原 正 美

## I. はじめに

ミル『経済学原理』<sup>(1)</sup>における賃金基金説や相反論<sup>(2)</sup>をみても明らかのように、労働者階級の生活水準を高めるためには労働生産力（あるいは社会的生産力）の向上と労働者自身の自発的な人口制限の実施という2つの要因がともに満たされなければならない。なぜなら「生産能力増大に対して、もしも生産物に対する需要が着実に歩調を合わせているときには、食糧は低廉とならず、労働者たちは一時的にすら利益をこうむ」ことができないからである。しかもこの場合、「労働費用が減少することも、利潤が上昇することもない」(I p.731, ④61頁)から、資本家もまた何らの利益を得ることができない。しかしこれら2要因が同時に達成されるならば、実質賃金増大が実現し、労働者階級の生活水準は向上する。労働生産力の向上は生産物総量の増大をもたらし、食糧価格（賃金財価格）を低下させるが、このとき貨幣価値および貨幣賃金を一定と想定すれば、労働者階級の生活水準は食糧価格（賃金財価格）が低下した分だけ向上する。しかし労働者階級の自発的人口制限の実施は、かれらの知的・道徳的進歩の促進を前提とするから、それを実現しうる国家の諸政策（現存の不完全な分配制度の改善、教育制度の改善など）の遂行が急務となる。

こうした論理はミル土地所有論<sup>(3)</sup>にも適用されている。ミルの場合、現存土地所有制度に対する最大の批判は貴族的大土地所有制度に向けられている。簡単に言えばその理由は、次の点に求められる。①土地は人間の労働の所産ではないのだから、地主階級のみが土地所有の集中化を図るのは明らかに富の分配の不平等を示すものである、②こうした不平等な分配制度がいわゆる「労働と制欲にもとづく所有」を基礎とした公平な分配制度の確立を阻害し、さらにはまたそれが生産者（労資両階級）の土地に対する利害関係を喪失させて一国の資本蓄積の順調な進展を阻害する最大の要因となっている、③資本と人口の増加しつつあるイギリスでは、貴族的大土地所有制度の存在のために土地収穫遞減法則の作用が速まるようになるにつれ、労働者階級の実質賃金と資本家階級の利潤率はともに低下傾向を辿るが、しかしある他方、地主階級のみは富裕化の傾向を辿る、言いかえればこの制度の存在それ自体が土地所

有者たる地主階級と土地使用者たる労資両階級の利害対立を生みだす要因となっている。こう整理できる。それゆえ逆に、ミルにおいては、何よりも貴族的大土地所有制度を解体の方に向く国家政策の施行が急務になる、と主張される。

貴族的大土地所有制度の解体は、土地の分散化とその商品化を押しますめ、土地の生産的使用を社会的に高め、土地収穫通減法則の作用の緩和に寄与する。この場合、農業資本家は従来よりも優等地での土地使用が可能になり、従来よりも少ない雇用労働量をもって従来と同じ食糧（穀物）を生産できるようになったとすれば、かれの労働費用は低下するので、その分だけ利潤率が増大する。他方、食糧価格は労働費用に比例して下落するから、貨幣価値・貨幣賃金一定を想定すれば、労働者の実質賃金もまた増大することになる。それゆえ貴族的大土地所有制度の解体は、ミル『経済学原理』の主要課題である労資両階級の調和的関係の実現のための必要条件となる。そしてこの解体をミルは、土地「所有権の観念」（II p.218, ②51頁）の組みかえによって果たそうと考える。すなわちミルは、①莫大な土地を所有しながらもそれを生産的に使用しない地主階級に対して、国家が相続法・土地法の改善、土地保有条件の改善（土地使用者に対する永代土地占有権の保証や安い地代の固定化の実現）、地代増加税の導入などの政策を遂行すれば、つまり国家がそうした地主階級に対する土地処分権行使してゆけば、②大多数の地主たちは自己の所有する土地を手放さざるをえなくなり、したがってまた大土地所有の解体とそれに伴う土地の商品化がすすむので、資本家の借地農の土地使用権が強化され、一国の資本蓄積が増進して、③労資両階級の生活水準はともに向上し、かれらの土地収益権が保証される、と考えるのである。これが土地「所有権の観念」の組みかえの内容である。それゆえミル土地所有論の第一の主要論点は、土地所有者たる地主階級と土地所有者たる資本家階級との利害対立の回避という点に求められる。

しかしこの組みかえを通じて貴族的大土地所有制度の解体が促進し、分配制度の改善を通じての資本蓄積の増進が実現されるとしても、他面ではそれは資本家の借地農制度の発展を必然的にもたらし、労働疎外の問題を前面に押しだすことになる。つまり資本家の借地農制度のもとでは、労働者たちは①自ら生産した生産物の一部しか取得しえず、②また資本家の命令に従って「資本家のために」（II p.412, ②410頁）自己の労働の提供を余儀なくされ、したがってまた自己の自由意志にもとづいて生産＝労働に従事することができない。ミルの考えでは、この労働疎外の存在こそが労働者階級の生産＝労働に対する利害関係の認識を妨げ、それがまたかれらの労働生産力の向上と知的・道徳的進歩の促進を阻害し、かれらの自發的な人口制限実施の阻害要因となっているのである。この意味で資本家の借地農制度は労働者階級にとっては有害な制度となる。が、他面ではこの制度は、土地収穫通減法則の作用の緩和に寄与し、また大規模な事業を運営できるという意味で社会的に有用な存在である。し

かも資本家は「制欲」にもとづいて自己の資本を形成する以上、資本家の利潤取得の権利は正当に是認される。これはまた「私有財産の本質的原理」にも則っている。資本家の借地農制度に対するこうした認識が土地所有制度の混合形態という主張につながってゆく。つまりミルは、資本家の借地農制度に内在する労働疎外の問題を、國家の手を通じて自作農制度を人為的に育成することによって解決しようとする。ミルの認識では、自作農制度こそが労働者階級に対して「労働と制欲にもとづく所有」を保証するからに他ならない。その結果、労働者階級の労働生産力の向上と知的・道徳的進歩の促進がともに満たされ、労働者は社会的に解放される。すなわちこの制度のもとでは、労働者自身が生産の3要素の所有者であり、それゆえ自己の生産した生産物を他者と分割する必要がなく、また他者の命令や支持に服する必要もなく、自己の自由意志のもとに生産=労働に従事することができる。換言すればミルの考えでは、労働疎外を回避するためには、労働者自身が生産の3要素の所有者となすこと、つまり現存の生産の3要素の所有のあり方を組みかえ、労働者自身を生産手段（資本、土地）の所有者となすことが必要となる。そしてこの実現が労働生産力の向上と知的・道徳的進歩の促進をもたらし、労働者自身の自発的な人口制限を可能とするのである。要するにミルにおいては、生産手段の所有関係=生産関係の改善、したがってまたその分配関係の改善なしには生産物の分配改善はありえず、それゆえにまた労働生産力の向上と労働人口増加率の低下（=知的・道徳的進歩の促進）もありえない。この意味でミルにおいては、生産関係視点と生産力視点とは密接な関係を有している。かくしてミルは、自作農制度のなかに労働者階級にとっての望ましい土地所有形態を見いだし、この制度の普及・拡大により労働者にとっての「労働と制欲にもとづく所有」が実現するという帰結を導出する。しかしある方、資本家の借地農制度は資本家にとっての「労働と制欲にもとづく所有」の実現形態であり、また先に指摘したように社会的有用性をもつ側面がある以上、この制度の存続および発展を否定することはできない。逆にこのゆえに、労働疎外を回避しうる土地所有形態=自作農制度が資本家の借地農制度に対置する形で準備されなければならない<sup>(4)</sup>。したがってミルの理想的土地所有制度は、自作農制度と資本家の借地農制度との混合形態にならざるをえない。つまりミルは、この実現により「労働と制欲にもとづく所有」に基づけられた土地所有形態が労資両階級とともに保証され、両者の経済的・政治的利害対立が緩和される、と考えるのである。言いかえれば両制度の混合形態の実現により、ミル土地所有論の第二の主要論点である資本家階級と労働者階級との利害対立の回避がもたらされ、ここに現存土地所有制度の改良が終結するのである。

以下の考察で明らかにするように（簡単に指摘したが）、われわれの見解では、ミルの理想的土地所有制度は貴族的大土地所有の解体だけでは確立しうるものではない。なぜならそ

の解体に伴って、労働疎外を内在する資本家の借地農制度が必然的に発展するからである。ミルの考えでは、労働疎外が生産力低下と人口制限に対する認識の欠如を労働者にもたらすから、この問題の解決なしには労働者の生活水準の向上もかれらの社会的解放もありえない。ミルが自作農制度の現存私有財産制度への混入を主張する理由はまさにこの点に求められる。そしてこの主張は、賃金基金説や賃金・労働費用相反論、利潤論、資本論、所有論=歴史理論といったミルの経済理論に基づいて導かれた帰結なのである。つまりミルは、こうした経済理論を基礎に据えて、先に指摘した労働生産力の向上と人口制限の実施の重要性を浮上させ、そのうえでこの実現を阻害させている最大の要因を労働疎外のなかに見いだし、それを回避する方向を自作農制度に見定めるのである。それゆえミルの現存私有財産制度批判は、かれ自身の経済理論に基づかれたものであり、さらにはまた労働者階級の知的・道徳的進歩の向上という道徳的・規範的要請もかれの経済理論から導きだされている、といえよう<sup>(5)</sup>。もとよりミルの場合、生産過程を労働過程と価値増殖過程とを統一的に理解する視点は存在せず、それゆえにまた搾取主体としての資本把握はみられない。しかしミルは、資本が労働を疎外する存在であることを明確に認識している。つまりミルには、資本による労働搾取論はないが、労働疎外論はある、といえる。この意味でミルには、生産関係概念があるのである<sup>(6)</sup>。

総じていえば、本稿の考察の目的は、ミルの理想的土地所有制度が自作農制度と資本家の借地農制度との混合形態にあることを示すことにある。この実現こそが、ミル『原理』の最大の課題である労資協調関係の長期的成立につながるからである。以下の考察がこのことを明らかにするであろう。

## II. 土地「所有権の観念」の組みかえと国家

周知のようにミルは、『原理』第2編第1章において、「これから先しばらくの間、経済学者が取り扱うべき主な問題は、私有財産制と個人の競争とともにとづく社会の存続発展の諸条件という問題であり、また主な目標は、人間の進歩の現段階においては、私有財産制を転覆せず、それを改良して、この制度の恩恵に社会の全員に十分に参与させることである」(II pp.214, ②41頁)と主張し、社会改良主義の立場から私有財産制度を擁護する考えを明らかにした。この主張の根拠は、ミルによれば、「そもそも私有財産制擁護論として正当なるものは、私有財産は報酬と労働との間に均衡があるという公平の原則にもとづくものである、と前提している」にもかかわらず、実際には「財産関係の法規にして、私有財産制を正当化する原理に則っているものはいまだひとつもない」(II pp.207-208, ②29-30頁)という点に求められる。それゆえミルにおいては、何よりも「分配の改善と労働に対する報酬の

増大」こそが「時代の二大要請」(II p.758, ④112頁) であると認識されるのであり、「もしも立法が富の集中ではなくその分配を促進」すれば、労働者階級にも富裕がゆきわたり、「私有財産の原理は必ずしも物的・社会的弊害を伴なわない」(II p.208, ②30頁) 結果をもたらすだろう、と考えられる。

かくしてミルは、現存私有財産制度の修正・改良を通じて「理想的な形の私有財産制度」の確立を目指すのだが、この場合にミルの思想的支柱となったのは「私有財産の本質的原理」であった。この「原理」は、「人びとが自分の労働によって生産し、自分の制欲によつて蓄積したものを、すべてそれらの人びとに保証する」というものである。要するにミルは、この「原理」に背反する要素を除去してゆけば、労働と報酬とが「逆比例」する現存私有財産制度の難点を克服できる、と考えたのだった。

そこでミルは、何よりもまず、現存の貴族的大土地所有制度に批判の鋒先を向ける。なぜならこの「原理」は、「労働の生産物にあらざるもの、土地の原生的素材には妥当しない」(II p.227, ②68頁) からである。「何びとも土地を作ったものはまだいない。土地は本来、全人類の相続財産である。土地の私有がもしも便宜を与えないとすれば、その私有は不正である」(II p.230, ②74頁)。つまりミルは、土地の私的所有に関しては、その正当な権利である土地所有権に基づけられなければならない、と主張する。この意味でミルは、「労働の生産物〔動産〕に対する所有権と土地〔不動産〕に対する所有権」(II p.232, ②80頁)とを明確に区別し、前者については「所有権の使用権および独占権は……絶対的でなければならない」(II p.231, ②77頁) が、後者についてはこれが妥当しない、と考える。

ミルの考えでは、以上のように、①「土地こそは勤労の生産物ではない」以上、土地の私的所有は「私有財産の本質的原理」に背反するものとなる、②それゆえ土地の私的所有は、「人類全般の便宜」にかなう場合にのみ、つまり土地所有権を正当に有する場合にのみ社会的には認されるべきである、ということになる。

とすれば当然、ミルにおける「土地所有権そのもの」の内容が問われねばならない。だからミル自身、次のように問題を設定するのである。「論すべき問題は、①'土地所有権そのもの、②'土地所有権を正当化する理由、③'および(この理由より生ずる系論としての) 土地所有権を制限すべき諸条件、という問題である」(II p.231, ②76頁) と。ここにおいてわれわれは、まず②'について考察し、次いでその派生的問題としての③'について考察する、という手順を通じて①'の「土地所有権そのもの」の内容を解明してゆくことにしよう。

まず第一に、「土地所有権を正当化する理由」について、ミルは次のように主張する。「これらの理由は、土地所有者が土地改良家である場合にのみ有効な理由になる」と。つまりミルは、「経済的見地」(II p.228, ②71頁) からいえば、土地所有者が自らの土地を生産的に

使用する場合にのみ、土地所有権の正当性が社会的に是認される、と主張する。「土地の私的所有は、その所有者がその土地を上手に耕作し利益を得てはじめて正当化されるべきであり、土地所有者の権利は、この目的が必要とするところ以上に拡大されるべきではない。土地に対する権利は、それを支配する権利を有している人が、できるだけ土地を生産的に [使用] し、さもなければ土地ができるだけ人類に役立たせる誘因として作用するのでなければ、決して是認するべきではない。この道理をこえれば、いかなる場合であれ土地所有の理由にはならない。」<sup>(7)</sup>こうしてミルは、土地が「自然の賜物」である以上、土地所有権は何よりも土地使用権によって基礎づけるべきである、と考える。ここにわれわれは、ミルが「土地所有権そのもの」の内容の中核に土地使用権を据えていることを明らかにできる。だから土地所有者が土地を自ら改良し耕作しさえすれば、かれは正当な土地所有権を有することになる。「土地所有者の大部分が土地改良家でなくなると、そのときから経済学は、その国に行われている土地所有権を擁護してゆくべき何ものをももたなくなる。私有財産に関する健全な理論において、土地所有者はその土地に住む徒食者であってよいと考えられることは、いまだかつて一度もない。」だが現実には、土地所有者が土地改良家であるケースはめったにない。

現状のイギリスにおいて、大多数の土地所有者=地主階級が自ら土地を生産的に使用したり土地改良を行うことがない理由を、ミルは次の点に見いだしている。すなわち大多数の地主たちは、①本来、怠惰な生活を送っており、「節約」を「極めて面白くないこと」と考えているために、「将来の利益のために今日の犠牲を払うこと」ができない、②それゆえかりに土地改良を行おうと思っても、現実には「多額の費用のかかる土地改良をなす資力をもっていない」、③加えて土地改良に不可欠な「科学的農業の原理」を真剣に学んだことはない、④しかも「多くの場合、他の何びとかが土地改良を企てるのを妨げるような条件をもって耕作を許可している」、つまり「長期の借地契約は全く結ばず、借地農業家にはわずかに一収穫期の占有の保証しかあたえないことによりほとんどわれわれの未開な祖先の時代よりもっと改良に好都合でない状態に、その土地を追込んでいる」、これらの点である。だからミルの認識では、「イギリスの土地所有の状態は、このように、その存在を経済的に正当化する条件を完全に満たしているという点からは、はるかに遠いのである。」(II pp.227-230, ②68-73頁)

大多数の地主階級が以上のような状態であるにもかかわらず、土地の独占権や使用権をもっているとすれば、「これはまさしく権利の濫用であり、土地所有権の正当な限界を超えるものである」(II p.232, ②78頁)。だからミルによれば、このような場合、「国家は、社会の一般的利益が必要とするように、土地所有権を自由に処理することができる。」土地を「全人類の相続財産」とみなすミルにとっては、「土地所有者が土地に対してもっている権

利は、全く国家の一般的政策のもとに従属している」ものでなければならず、それゆえにまた土地が生産的に使用されない場合には、「国家には土地所有者を制裁する自由がある」と考えられた。要するにミルは、「いやしくも土地所有者がその土地を耕作するつもりがない場合には、一般に、その土地を私有財産としておく十分な理由がなくなる」(II pp.230-232, ②75-78頁) という点を根拠として、土地改良や土地耕作を行わない土地所有者の土地所有権に対する国家の自由な処分権の施行を主張するのである。この意味で「土地を農業に使用するに当たっては、その使用は必然的に排他的でなければならない」(II p.227, ②68頁)。そして、「土地所有の状態がこのように [不完全な] 基礎のうえに立っている場合、それはもはや弁護の余地がない。そしていまや、まさに事態を改革すべきときが到来しているのである」(II p.230, ②74頁)。だからミルが土地所有権の正当性を土地使用権に基づいて考えるとき、そこにはすでに大多数の土地所有者=地主階級に対する国家の土地処分権の施行が主張されているのであり、その「系論」として必然的に「土地所有権を制限すべき諸条件」という問題が生じてくるのである。

そこでわれわれは、第二に、先に指摘した③「土地所有権を制限すべき諸条件」について具体的に考察してみることにしよう。ミルが「事態を改革すべき」だと主張したとき、かれの念頭にあったのは、土地所有制度の改革ということであった。それゆえミルは、「最良の土地所有制度」について次のような見解を示している。「経済的観点からいえば、最良の土地所有制度というのは、土地を最も完全に商業的目的物たらしめ、……土地を容易に人から人へ移転せしめる制度である」(III pp.893-894, ⑤201頁) と。つまりミルは、土地移転の自由化や土地の商品化を容認する制度を「最良の土地所有制度」と規定するのだが、この主張の根拠は、何よりも土地の生産的使用の社会的増進による生産力向上という経済的根拠にもとづいていた。言いかえればミルは、「最良の土地所有制度」を土地使用権によって基礎づけることにより、資本蓄積増進に伴う社会的生産力の向上を阻害している要因を除去しようとしているのである。それゆえミルにおいては、土地移転の自由化や土地の商品化を促進するための、つまり土地の生産的使用を高めるための現存土地所有制度の改革——その法的表現としての相続法の改革と土地法の改革——が、国家の必要不可欠な政策として主張される。具体的にいえば、前者は長子相続法の撤廃や継承的不動産法の改革であり、後者は土地登記制度の導入である。

相続法に対するミルの批判は次のように展開される。ミルによれば、長子相続法の主たる目的は、「土地およびその他の不動産を大きな集合体に結集しておく」であり、またその原則は、「一般的には」、「これらの財産がもっぱら長子のみに帰する」ということである。そして土地の長子相続がなされる場合には、動産が長男以外の子供たちの扶養に使用されるば

かりでなく、土地も重い負債を負わされることから、相続人たる長男の手には「土地改良に用いるべき資金」が全く残らないのが普通であった。この意味で「地主による非常に広汎な土地改良は、どのようなものでも、長子相続の法律あるいは慣習とはほとんど相容れないものである。」しかもミルによれば、当時の継承的不動産法が、原則的には、①一代かぎりの限定的所有権者の設定、②相続財産の移転禁止、③相続財産の売買禁止を銘打っていたために、土地所有者=地主階級の土地改良はなおさら期待できなかった。「財産を世襲財産とすることは、規定された方法以外の方法において、その財産が相続により移転されることを妨げるばかりでなく、またその財産が販売されることを禁止するという付帯的な結果を伴うのである。なぜかといえば、代々の所有者は、その財産に対し一代かぎりの所有権を有するだけであるために、その一生よりも長い期間にわたってそれを譲渡することを許されていないからである」(III p.888, ⑤191頁)。ミルの認識では、いずれにせよこれらの相続法は、土地の集中化=大土地所有を堅持することを目的としていたために、土地移転の自由化や土地の商品化を阻害し、土地の生産的使用を妨げる結果を導くものであった。これが現存の相続法に対する第一の批判点である。

ところで以上で指摘したように、地主階級はこれらの相続法のために自ら土地改良を行う資力をもっていなかった。だから地主階級自身が土地改良家である場合はほとんどなかった。それどころか大多数の地主たちは、「自分ではなしたくない、あるいはなしえないことを、借地農業家にある誘因【短期の借地契約】を与えてなさせる、つまり「借地人を縛りあげる」(II p.206, ②27頁)ことにより、土地改良に対する主導権を握り、さらにはまた自らの政治的・経済的支配権力を保持していた。そしてこの当然の帰結として、借地農=農業資本家の資本投下に対する利益回収=資本保証をめぐって、かれらと地主階級との間に利害対立が生じた。これに対するミルの解決策は、長期的な借地権を法的に保証し、もって土地権の強化を図る、というものであった。「もしも地主が借地農業家に対して十分に期限の長い借地権を与え、そのため借地農業家はその期限が満期とならぬうちに【資本を】回収することができる」(III pp.826-826, ⑤68頁)という叙述が、このことを裏づけている。とはいえるミルは、「どんなに長期にわたる借地であっても、ともかく一定の限られた期間の借地というものは」、「最長期ということ以上の効力をもつ」「永代借地」に比べれば「重要性も低く、権威も低い」として、「土地改良に対する刺激としては、永代借地のほうが長期借地よりも、その力が強いものである」と主張し、結局のところ「あまり高くない一定の地代」(II p.327, ②255-256頁)のもとでの永代借地権の法的保証を強調するのである。そしてミルは、こうした永代借地の保証=土地権の強化が農業資本家の土地に対する資本投資を高め、土地収益の増大を結果する、と考える。この意味でミルは、現存の相続法を①土地借地権=

土地権, ②土地収益権という視点から批判している。これが第二の批判点である。

以上の点で考慮すれば、相続法に対するミルの批判点は、①土地分散化に伴う土地移転の自由化=土地の商品化の阻害, ②土地使用権の強化の阻害, ③土地収益権の阻害, という点に向けられている, といえよう。言いかえれば、この3点が「土地所有権を制限」している, と考えられる。

土地法に対するミルの批判も、その主旨は相続法の場合と同様である。ミルによれば現存の不動産に関する「法の不備」は甚だしいものがあり、とりわけ①法の不明確さと難しさ, ②強制登記の欠如, ③土地の売買・貸借・抵当設定に要する夥しい労力や費用, ④訴訟手続きの莫大な費用と遅滞, という点で「失敗」している。なるほど「法律的諸制度の欠陥が、ただたんに土地所有者に対する負担にとどまるかぎり、それは生産の諸源泉に対して大きな影響を与えることはない。」しかし「土地がその制度のもとで保有される権限が不確実であるということは、しばしば土地改良への資本支出に対する強力な阻害要因として作用するのである」(III pp.884-885, ⑤184-185頁)。それゆえ土地法の改革を通じて、土地の転売・譲渡に多大な費用や労力、時間を要する形式を廃止し、さらにはまた土地保有権限を明確にすることにより、土地の移転・譲渡の、つまり土地の商品化の合理化を図らなければならない。このことが土地の生産的使用を社会的に高め、資本家の借地農のみならず農業労働者の土地収益の増大をもたらすことになる。ミルはこう考えるのである。それゆえ土地法に対するミルの批判点は、相続法の場合と同様の整理ができるだろう。

かくしてミルは、相続法および土地法の改革を主軸として「最良の土地所有制度」の確立を目指すのだが、以上の考察で明らかのように、この場合のミルの意図は、①自己の所有する土地を生産的に使用しない地主階級に対する国家の土地処分権の強化, ②裏を返せば資本家の借地農の土地使用権の強化, ③これに伴う資本家階級の土地収益権の保証、これらの実現にある、といえる。つまりミルが「土地所有権の制限」という場合、それは第一に、国家が土地の不生産的使用者たる地主階級の土地に対する自由な処分権をもつということ、つまり国家はかかる地主階級に対して最大限の土地処分を施行する権利を有するということを意味する。たとえば国家は、「地主階級が土地の耕作や土地占有の条件に対して不適任である」とみなせば、「地主階級を公債所有者または年金受領者となすことができる」し、あるいはまた「国家は、その政策上、土地に対するこの【土地改良を行わない】土地所有者の利益の幾分かを取り上げる」ことができる。後述するような土地増加税がそれである。いざれにせよ国家は、土地を導入的に使用しない地主階級の所有する土地を自由裁量のもとに処分する権利をもつべきだが、ただし「国家がその財産を取り上げる場合、国家は、これに向かってこの財産の代価を支払うか、またはこの財産から生じていたものに等しい所得を年々支払う

か、しなければならない。」土地処分権の強化によって予想される地主階級と資本家階級との利害対立の回避を、ミルはこうした形で考えている。ミルによれば、国家が取り上げた財産に対する代価支払いや所得支払いは、「私有財産制の一般的原理からして当然なことである。」というのも現存の土地所有者の所有する土地は、かれ自身あるいはかれの祖先が「その労働および制欲の生産物をもって買ったもの」であり、またそうでなくとも「時効のゆえにやはり賠償を受けるべきである」(Ⅱ pp.230-231, ②75-76頁) からである。このゆえにまた、ミルにおいては、相続権が批判の対象とされても遺贈権の自由は認められるのである。ところで、かかる国家の地主階級に対する土地処分権の強化は、貴族的大土地所有制度の解体を促進させる。前述のように、ミルの認識では、大多数の地主階級が土地改良家=土地の生産的使用者ではない以上、かれらの土地所有権は是認されず、それゆえかれらは、国家による土地処分権の施行を適用され、自己の所有する土地を手放さざるをえなくなるからである。そしてこの土地処分権の強化は、土地の分散化と土地の商品化を促進し、資本家階級による土地の生産的使用を増進せしめる結果を導くものとなる。この意味において、地主階級に対する国家の土地処分権の強化は、資本家階級の土地使用権の強化と表裏一体をなすものである。それゆえ第二に、「土地所有権を制限する諸条件」のなかに資本家階級の土地使用権の強化という内容が含意されているのである。しかも資本家階級の土地使用権の強化は土地に対する資本投下を促進し、つまりは資本の解放を促進し、資本の生産的使用を社会的に高め、一国の資本蓄積増進に伴う土地収益の増大が実現される。言いかえれば、資本の解放に伴う「自然に対する支配力の増大は、人間の勤労の効率をますます増大させ、……生産費を減少させる」から、資本家にとって、「同じ労働をもって或る商品のより多量のものを生産すること」(Ⅲ p.784, ④184頁) が可能になる。したがって土地使用権の強化は、資本家の土地収益権を保証し、それがまた資本家のみならず労働者の生活水準の向上に寄与するものとなる。それゆえ第三に、「土地所有権を制限する諸条件」のなかに資本家階級の土地収益権の保証という内容が含意されている<sup>(8)</sup>、といえよう。

以上われわれは「土地所有権を正当化する理由」と「土地所有権を制限する諸条件」の内容について考察してきたが、簡単に整理すればこうなる。前者の内容は、土地所有者たる地主階級が自己の所有する土地を自ら改良・耕作する場合にのみ土地所有権が社会的には認められる、というものであった。つまりミルにおける「土地所有権」は、土地使用権を中心とした内容となっている。しかし大多数の地主階級は土地の改良・耕作を自ら行うことはない。だから土地所有権の強化のためには、国家政策を通じての、それらの地主階級に対する土地処分権の強化が絶対不可欠となる。そして土地使用権が強化されれば、資本家階級は自己の投下した資本の回収が保証され、さらにはまた土地の分散化に伴い従来に比して優等地での

土地使用が可能になるので、かれの土地収益権もまた強化されるのである。その結果、一国の資本蓄積は増進し労働者階級にも富裕がゆきわたる。これが後者の内容である。そうだとすれば、われわれの最後の問題である「土地所有権そのもの」の内容はもはや明らかであろう。つまりミルにおける「土地所有権」の内容は、①土地使用権、②土地処分権、③土地収益権、という3つの権利によって構成されている、といえる。こうした形でミルが「土地所有権そのもの」の内容を整理して捉えたのは、国家による地主階級に対する土地処分権の強化なしには、土地使用者たる資本家階級の土地使用権も土地収益権も強化されえず、したがってまた労働者階級の全般的富裕の実現も阻害されるということ、言いかえれば貴族的大土地所有制度の解体なしには労資両階級の生活水準向上は実現しえない、と考えていたからに他ならない。従来の経済学者、たとえばリカードにおいては、国家による土地処分権の強化が土地使用権と土地収益権を強化させるという考えはない。かれの場合、ミルとは逆に、国家による人為的政策（=穀物法の制定）こそが、資本家階級の土地使用権の強化に伴う土地収益権の強化を阻害している、と考えられるからである。またスミスの場合にも国家による人為的政策の施行という視点はミルに比べてかなり弱いように思われる。<sup>(9)</sup>

### III. 理想的土地所有制度と国家

#### 1. 自作農論

第2編第6—10章において、ミルは生産の3要素の所有形態の相異に対応して生産＝労働様式および分配＝取得様式がいかに異なる様相を呈するか、言いかえれば生産諸要素の所有のあり方が労働者階級に対していかなる経済的・道徳的影響を及ぼすのか、という問題を考察している。結論を先取りすれば、ミルはイギリスにおける労働者階級の利用すべき土地所有形態を自作農制度のなかに見いだし、したがって自らの理想的な土地所有制度＝農業制度を小農制＝自作農制と大農制＝資本家的借地農制との混和形態のなかに見いだすのであるが、この問題の考察は、以下にみるように、こうした両制度の混合形態をこそイギリス土地所有制度の理想的状態と主張する場合の経済的・道徳的根拠を明らかにする。

われわれはまず、自作農制が自作農＝労働者に対して及ぼす経済的影響を、生産の3要素の所有形態との関連でミルがいかに把握しているのか、という問題から考察してみよう<sup>(10)</sup>。

ミルによれば、自作農制は「土地と労働と資本とが同一の人【自作農＝労働者】に帰属している」所有形態である。それゆえ自作農制は、労働者とかれの生産諸条件とが直接的に結合した所有形態となっている。したがって労働者は、自らの所有する土地から直接的に生産物を取得することができる。この意味で自作農制は、「土地の生産物が分割されることなしに、ただひとつの階級【自作農＝労働者】の所有に帰属する社会経済」（Ⅱ p.297, ②199

頁) と規定される。逆にいえば、「生産物が分割されずに、そのまま労働者の手に帰する」のは、「労働者自身が生産諸条件の所有者となっている」(II p.236, ②84頁) からに他ならない。いずれにせよミルは、生産の3要素の所有形態が生産物に対する分配=取得様式を規定する、とみなしている。そしてまたミルは、この分配=取得様式がさらに労働者階級の生産=労働様式を規定する、と考えるのである。この点は、次のように説明できる。

「自作農制においては、生産物はすべて一所有者のものとなり、地代、利潤、賃金の区別は存在しない」(II p.252, ②113頁)。それゆえ「自作農制の場合には、生産物の分割は見られない」(II p.113, ②252頁)。言いかえれば、自作農制は「労働と制欲にもとづく所有」を実現する分配=取得様式ということになる。自作農制の場合、生産の3要素を労働者自身が所有しており、したがってまた生産物に対する分配=取得請求権を有する者は労働者以外にはだれもいないことを考えれば、ミルが自作農制をこそ「労働と制欲にもとづく所有」制の実現形態とみなすのは当然のことといえる。そしてミルは、この点こそが労働者の勤労意欲を強める誘因となっている、と考えるのである。「大体、勤勉や制欲というものは、労働し制欲する人びとにはその成果を享受することが許されるであろうという強い可能性が存在するところでなくては行われうるものではない」(III p.707, ④13頁)。しかるに自作農制においては、「労働と制欲の成果」が確実に保証されるので、労働者の勤労意欲は高まり労働生産性が向上することになる。言いかえれば、労働者の「勤労を鼓舞する」生産=労働様式は、「労働と制欲の成果」を保証する分配=取得様式に規定されている。しかしこの分配=取得様式は、「労働者自身が生産諸要件の所有者」という内容の所有形態に規定される。とすれば、結局のところ生産=労働様式はその所有形態に規定されるものと理解してよいだろう。

ところでミルは、自作農制の労働生産力を考える場合、生産の3要素のなかでも「労働者が土地を所有している」点がとりわけ重要な要因となる、とみなしている。前述のように、自作農制においては、労働者とかれの生産諸条件とが直接的に結合している所有形態であるから、「生産物はすべて一所有者のものとなり、地代、賃金、利潤の区別は存在しない。」それゆえ資本家的所得範疇を適用していえば、自作農=労働者は、労賃部分さえ取得できれば、少なくとも最低限の生活を営むことができる。このことは、「イタリアの諸地方やベルギーにおいて普通に見られる」ように、自作農制の場合には土地の部分は小さい部分に分割所有され、そのひとつひとつは非常に小さいために、小農一家の労働以外の労働を必要とせず、あるいは小農一家の労働をも必要としない」ことに対応する。すなわち自作農制度は、家族を一単位として自給自足の経済生活を営む小規模な生産=経営様式であるから、地代や利潤が直接的生産者たる労働者の生産=労働行為に対する絶対的な制限要因となるわけではない。

裏を返せば、この制度のもとでは、労働者が剩余生産物を生産した場合、その剩余部分は労働者自身の利益となすすことができる。この場合、資本家的所得範疇を適用すれば、労働者は利潤部分と地代部分に相当する利益を他者の介在なしに取得することができる。したがってミルによれば、自作農＝労働者は「かれの勤労の成果の全部」を自らの手に帰すことができるのだが、このような分配＝取得様式が実現可能となるのは、何よりも「労働者が土地を所有している」からに他ならない。「労働者自身が土地所有者である」以上、かれは「勤労の成果の全部」を土地＝自然から直接に取得できるばかりでなく、地代を支払う必要がないからである。言いかえれば、「労働者自身が土地所有者である」ことこそが、「勤労の成果」としての生産物の分割を妨げており、したがってまた直接的生産者たる労働者に対して生産＝労働に関する利害関係を認識せしめる最も大きな誘因となるからである。「土地を耕作する人に対して、その土地に対する永続的な利害関係を与えるということは、たゆむことを知らぬ勤勉を保証する手段としてはほとんど確実な手段である」(II p.327, ②254頁)。そしてこの「疲れを知らぬ勤勉さが資力の貧弱や道具の不完全さや科学理論に関する無知さなどを補って余りある」(II pp.278-279, ②16頁) ほどの土地耕作・土地改良を可能にするのである。自作農制においては、生産力視点からみた場合、労働者による資本＝生産手段の所有ということよりも土地の所有ということのほうが重要視されている点が注目される。自作農制が土地所有に規定された経済社会であり、また小規模な生産＝経営様式に対応して労働者は小さな資本＝生産手段しか必要としないという認識が、こうした視点を生みだしているといえるだろう。

とはいっても、生産関係視点からみた場合には、労働者が生産の3要素の所有者であること自体が極めて重要な意義をもつものとなる。なぜなら労働者とかれの生産諸条件が直接に結合している以上、自作農制においては、支配従属関係が存在しえず、したがってまた労働者は労働疎外を回避しうるからである。言いかえれば、自作農制では、労働者以外に生産＝労働に対して干渉権を有する者が存在せず、またかれ以外には生産＝労働の成果に対する取得請求権を有する者はいないということが、労働者の生産諸条件に対する関係、すなわち生産関係によって説明されるのである。以下において、この点を分益農制と比較することにより明らかにしてみよう。

ミルによれば、分益農制においては、「同じ人 [土地所有者＝地主] が資本と土地とを所有しているが、労働を所有していない」。「この場合、地主は労働者と直接に契約を結び、耕作に必要な蓄財の全部または一部を提供するのである」(II p.237, ②87頁)。それゆえ分益農制の所有形態は、地主—資本・土地、労働者—労働（力）という内容となる。言いかえれば、分益農制の場合には、分益農＝労働者とかれの労働諸手段とは分離している。そしてこ

の所有形態に対応して、「この制度のもとでは、生産物が土地所有者と労働者との2階級のあいだに分割される」(II p.237, ②87頁)。したがって「分益農制度の原理は、労働者あるいは小農が地主と直接に契約を結び、貨幣地代にせよ現物地代にせよ、ともかく一定した地代を支払うということをしないで、生産物の一定の割合を……支払うということである。この割合は、普通、その名が示すように半分である。そして分益農制の場合には、自作農制の場合とは異なって、「かれの勤労の成果の全部ではなくて、わずかにその半分が自分自身のものとなるにすぎないから、努力への動機が自作農制の場合よりも少ないとことになる。」要するにミルは、分益農制においては、その所有形態に規定されて「労働と制欲にもとづく所有」が実現されえず、自作農制と比較した場合の労働生産力は低いものとなる、と主張するのである。この点を生産関係視点に立脚して説明すれば、以下のようになる。

ミルによれば、分益農制においては、何よりも「分益農の土地保有が慣習によって永代性を保証されている」ので、「分益農がもっている努力への動機は、借地権をもっていない、いかなる借地農業家のそれよりも強いものとなる。」つまり「分益農は、自分自身の義務を果たすかぎり、法律によってではないが、慣習によって、その借地を取り上げられないよう保証されている」ために、「ほとんど土地所有者の特質であるかの強烈な個人的利害の感情をすら抱くようになる」(II pp.297-299, ②200-203頁)。それゆえ土地の所有関係に着目するかぎりにおいて、労働者が生産＝労働に強い利害関係を有するという点では、自作農制と分益農制とのあいだには共通の経済的基盤が存在するといえよう。

そもそもミルにおいては、土地の「所有」と土地の「占有」とは、本来、概念的に区別されうるものではない。「私有財産という観念は、必ずしも地代を伴ってはならないということを含んでいるものではない。……免役租を支払う借地人は、あらゆる点からいって土地所有者である。……必要なものは、一定の条件による永久的占有権である」(II p.278, ②162-163頁)。土地占有者が「永久的占有権」を保証されるならば、かれは土地所有者と大差がないのである。

かくしてミルにおいては、土地の「所有」と「占有」とのあいだの概念的対立は回避されるものであり、したがって分益農制と自作農制とのあいだの本質的差異はこの点以外の要因のなかに見いだされることになる。

分益農制では、労働者は地主から土地を分与され永代借地権をもつ現実の土地占有者としての地位を保証されるが、しかしこれと引きかえに、労働者は古い慣習に従って地主に「生産物の半分を収納」しなければならない。他方、「この制度においては、資本の支出を必要とする改良はすべて地主の資本をもってなされなければならない」が、この点がまた生産物の分割を労働者に強制する経済的根拠となっているのである。「地主は……蓄財を提供する

ことにより、地代および利潤の代わりに生産物の一定の部分を取得するのである。」それゆえ分益農制では、古い慣習と資本=生産手段の所有関係とに規制されて、労働者は「かれの勤労の成果の全部」を取得することができない。言いかえればこの制度では、労働者と地主とのあいだに支配従属関係が存在しているのであり、このことが「労働と制欲にもとづく所有」制度の実現と労働生産力向上の阻害要因となっているのである。たとえばこの制度では、労働者が「生産物の半分を収納」しなければ、地主はその土地から労働者を「追いだすことができる」権利をもっていたし、また労働者が土地改良を行う場合には、「地主の同意が必要な条件」となっていたから労働者は地主との利害関係の悪化を恐れて、「古い慣習にこだわり、土地改革をきらう気持ち」が強くなり、このことが「疑いもなく土地改良に対する重大な障害」となっていたのである。というのも「分益農の権利義務は、慣習によって一定のものとなっており、かつ租税はすべて土地所有者がこれを支払っている」から、シスモンディが言うように、「分益農は土地所有の権益を守るという負担なしにその利益を受ける」ことができたし、またスミスが指摘しているように、「土地所有者が提供してくれる蓄財を用いて土地の生産物を少しでも多くすることは分益農の利益でもあった」(Ⅱ pp.300-301, ②205-206頁) から、かれは地主とうまくやってゆくかぎり、少なくとも労賃部分に相当する生産物を取得できたからである。この意味において、支配従属関係の存在は、生産=労働様式を規制するものとなる。また他面では、この関係の存在は、労働者と地主との生産諸条件の所有関係に対応する生産物の分配=取得様式を提示するものであるから、当然にその所有関係に対応した生産物の分割を余儀なくするものとなる。言いかえれば、支配従属関係が存在する制度のもとでは、労働疎外を伴うがゆえに生産物の分割が余儀なくされ、「労働と制欲にもとづく所有」が実現されないことになる。他方ではまた、このゆえに労働生産力が自作農制の場合と比較して低いものとなるのである。

同様の帰結は、自作農制を奴隸制と比較した場合にも導出される。

これに対して「自作農制は、労働者が自分の運命を最も自由に支配しうる裁定者となっている状態である」(Ⅱ p.252, ②113頁)。というのも、自作農制においては、労働者の生産諸条件に対する関係に対応して支配従属関係が存在せず、したがってまた労働者が労働疎外を被ることがないので、労働者以外に生産=労働に対して干渉権を有する者がおらず、また労働者以外には生産物に対する取得請求権を有する者はいないからである。ミルによれば、自作農制の形態には、なるほど「自作農が土地を所有し耕作するが、必要とする少額の資本は、これをその土地を抵当として借り入れている場合」(Ⅱ p.297, ②199頁) もある。「しかしこの場合においても、この資本はこの小農が危険を引き受け投資するものである。そしてこの小農はこれに対して利子を支払うけれども、おそらく利子の支払いができずに土地

を取り上げられる場合を別とすれば、このために何びとからも干渉を受けることはない。」それゆえ自作農制において、「その経営に対して干渉する権利ないし機能をもっているのは、ただひとり、その農民だけである」(II p.297, ②200頁)。したがってまた、この制度のもとでは、分益農制の場合のように、「土地所有者がその土地の生産物の増加分に間違いなく参加」することも、また労働者が自己の生産物の分割を強制されることもありえないのである。

ミルにおいては、「進歩向上の目的は、ひとり互いに他の人たちがいなくともやっていくような状態に人間を置くばかりではなしに、また人間が従属関係を含まない関係において互いに他の人たちとともに、また他の人たちのために働きうるようによることでもなければならぬ」(III p.768, ④133頁)と規定されるが、以上の考察から明らかのように、農業部門にかぎっていえば、この方向が自作農制のなかに見定められているのである。

かくしてミルは、①生産の3要素の所有形態が生産物の分配=取得様式および労働者の生産=労働様式を規定するものであること、②他方ではこれらの所有形態は、労働者の生産諸条件に対する関係、すなわち生産関係の表示形態ともなりうるから、これらの様式はともに社会的生産関係によっても規定されるということ、③したがって「分配」範疇のなかには、生産物の分配だけでなく、生産手段（土地および資本）の分配も含意されうこと、を明らかにするのである。イギリスにおいてすでに廃止されている分益農制や奴隸制をミルが議論の対象として大きく取り上げたのも、まさに以上の点を指摘したかったからに他ならない。

ミルによれば、「自作農の地位は、安定という点においても、……独立という点においても、[雇用] 農業労働者の地位にはるかに優っている」が、その根拠はまさにその制度が労働疎外を回避しうる、という点に求められるのである。その結果、自作農は一方では労働生産力を高め、他方では「思慮にもとづく人口制限よりいっそう直接的に作用させる」(II p.768, ④131頁) ようになるので、かれらの知的・道徳的水準は確実に高まるのである。このゆえにミルは、いわゆる労働者自身による自主管理制度としての自作農制度の、現存土地所有制度への混入を主張し、それを重要な国家政策と規定するのである。

## 2. 労働疎外論の展開

『原理』第2編第13章でミルは、資本家的雇用労働制度における労働者階級の現状について次のような認識を示している。

「いやしくも人類の大多数 [雇用労働者ー引用者] がいつまでも今日と同じように、自分には何らの利益ともならない、したがって何らの興味を感じない仕事の奴隸となり、露命をつなぐためだけの生活必需品だけを得るために、朝早くから夜遅くまで苦しい仕事に服し、

この苦しい仕事によるあらゆる知的・道徳的欠陥をそなえ、精神にも感情にも余裕というものがなく、かれらの食事と同じように粗末な教育しか受け得ないために無教育であり、一切の思想を自分自身のために獲得するがゆえに利己的であり、公民および社会の成員としての関心も感情もなく、自分がもっていないものに対しても、他人がもっているものに対しても、ひとしく正義に反するという気持ちを心のなかに燃やしているような苦しい仕事の奴隸となっているとすれば、果たして、多少とも理性の能力をそなえた人をして人類の将来に思いをいたさせるものがあるのだろうか。」(II p.367, ②331-332頁)

みられるようにミルは、大多数の雇用労働者たちが自己の労働を疎外されているために「苦しい仕事の奴隸」とならざるをえず、しかもかれらは、教育を受ける機会を与えられないために公共心・利他心の欠如した「利己的」な人間となっている、と主張している。問題となるのは、このことが労働者の勤労意欲喪失に伴う労働生産性の低下をもたらし、他方ではそれがまた、労働者の知的・道徳的水準の低下に伴う労働人口の増大を引き起こすことにより、何よりも労働者階級の生活水準が低下する方向へ向かい、かれらの境遇改善・地位向上への道が閉ざされてしまう、ということであった。このゆえにミルは、「文明の極点をなすところの産業制度、すなわち社会の全労働者階級が雇用労働の賃金に依存する制度は、弁護の余地なく非難を受けるのである」(II p.372, ②342頁)と主張するのである。この点は、理論的には次のように説明できる。

第2編第15章の「利潤」論でミルは、「地代を問題外に置き」、また「資本家は、労働者の報酬の全部を含む、経費の全体を前払いするという事態を仮定する」ならば、資本家は「すべての生産物を自分のものとすることができます」という見解を示している。すなわちミルは、生産物の生産を行う場合、資本家は自分の所有する資本=生産手段をもって労働（力）を購買し（つまり労働者を雇用し）、これを自然対象たる土地に投下させるのであるが、資本家は「生産物に対する労働者の分け前」(II p.324, ②249頁)を前払いという形で支払っている以上、生産が完了した時点においては、全生産物に対する取得請求権を有する、と考えるのである。言いかえれば、資本家は形式的には「労賃」部分と「利潤」部分の双方を取得することができるのである。この意味において、資本家の雇用労働制度=資本家の借地農業制度は、資本家にとっては、「労働と制欲にもとづく所有」制度の実現形態となりうる。

これに対して労働者は、自己の「労働」に対する報酬としての「労賃」を前払いして取得するが、しかしあれは、資本=生産手段の非所有者であるために、「制欲」に対する報酬としての「利潤」を取得することはできない。だから資本家の雇用労働制度は、労働者にとっては、「労働と制欲にもとづく所有」制度とはなりえないものである。そしてそこでは、①労働者には、生産された生産物に対する取得請求権は与えられない、②しかも労働者は、自己の

労働（力）を自己の生活の再生産に必要な「労賃」取得のためだけでなく、資本家の「利潤」創出のためにも提供しなければならない、言いかえれば労働者は資本家の命令に従って生産＝労働に従事しなければならず、③それゆえ当然に労働者は経営に携わることもできないのである。

「もしもある資本家が、生産物は自分がもらうという条件をもって、労働者を扶養することを引き受けるならば、かれの手には、かれの前払いを回収したのちにお生産物の若干のものが残ることとなる。この公理を、その形を変えていえば、次のようになる。資本が利潤を収めうる理由は、食糧、衣料、材料、道具が、それらのものを生産するのに必要とされる時間よりも長く保つということ、したがってもしも資本家が、労働者が生産したものはすべて自分が取得するという条件をもって、それらの労働者に対してこれらのものを供給したならば、この一団の労働者は、かれら自身の生活必需品や道具を再生産したうえに、なおその時間の一部が残って、資本家のために働きうこととなる、ということになる。したがって私たちは知る、利潤が発生するのは、交換における付随的事項からではなく、労働の生産力からであり、一国の一般的利潤は、いつの場合も、その労働の生産力が、交換が行われると否とにかかわらず、つくりだすものである、ということを。」（Ⅱ p.412, ②409-410頁）。

このようにミルは、①「利潤」の源泉が、総労働時間から労働者自身の再生産に必要な物的資本（食糧、原料、道具など）の生産に要する時間を差し引いた余剰労働時間にあること、言いかえれば、総生産物から労働者の再生産に必要な生産物を控除した余剰生産物にあること、②したがってまた「利潤」の発生原因は、「労働の生産力」に求められることを指摘し、③結局のところ、「利潤」が発生するのは、労働者が自己の労働（力）の一部を「資本家のために」提供＝犠牲にしているからに他ならない、と結論づけるのである。われわれはこのように、「利潤」の発生原因が労働疎外に求められていることを、いわゆるミルの「利潤原因論」のなかに見いだすことができる。<sup>(1)</sup>

なるほどミルにおいては、労働力の価値を再生産するのに必要な労働時間（必要労働時間）と、これを超える労働時間（剩余労働時間）とを区別する視点は存在しない。このことは、労働者が自己の生活を再生産するのに必要な労働時間のなかに、ミルが原料や材料などの物的資本の再生産時間を含めていることを見ても明らかであろう。この点からだけでも、ミルが剩余労働を利潤の発生原因と把握していいないことが明白となる。それゆえミルにおいては、資本＝生産手段を剩余価値の搾取主体とみなす視点は存在しない。だがミルには、労働疎外論が存在するのである。

先に指摘したミルの労働疎外論は、表現を変えれば、次のような形でも説明できるだろう。

①「借地農業家というものは、通常の利潤以下のものしか生じない土地は耕作せず、そのよ

うな資本は使用しないであろう」(II p.422, ②431頁) という叙述でも明らかのように、資本=生産手段の使用権はその所有者としての資本家にあり、労働者にあるわけではないということ、②労賃の前払いを前提すれば、生産された生産物に対する所有権は資本家に帰属し、労働者には帰属しないということ、③しかもそうした生産物は、資本家の所有に帰属するだけでなく、資本家の意のままに処分されるということ、つまり労働者は、生産された生産物に対する処分権をもたないということ、ミルの労働疎外論の内容をこのように理解することもできるだろう。

以上のようにミルは、資本家的借地農業制のもとでは、資本=生産手段の所有関係に対応して資本家階級と労働者階級という階級区分がなされ、資本=生産手段の所有者たる資本家がその日その日の賃金のほかに財産というものをもたず、また財産を獲得する見込みもない労働者階級を雇用してその労働を疎外することにより、自らの利潤を生みだすことを理論的に説明しているのであり、このゆえにミルは、労働者階級にとって「雇用労働制度 [=資本家的借地農制度] は有害な制度である」(II p.372, ②342頁) という結論に到達するのである。

とはいえた批判的評価が、資本家的借地農制度の人為的廃止の主張につながるわけではない。というのもミルにおいては、生産関係視点からみた場合には、以上のように、この制度が「有害な制度」と規定されるとしても、生産力視点からみた場合には自作農制と比較しても優劣をつけ難いほどの高い生産性を有しており、その意味で社会的有用性をもっている、と考えられるからであった。

『原理』第1編第9章でミルは、小農制=自作農制と大農制=資本家的借地農制とを生産力視点から比較検討し、「総生産物ではなく、純生産物の問題としてみた場合、大農制と小農制とではどちらが優れているかという比較は、いまだにはっきりとした結論に達していない」と述べ、その理由を次のように指摘する。すなわち、①資本家的借地農制においては、工業の大規模生産制の場合と異なって、「分業の利益」='労働の結合'が存在しえず、また自作農制のように「労働の成果の全部が自分のものとなる」というような、労働者の「勤労を鼓舞」する「十分なる動機」が与えられていないために、同じ土地面積のもとで生産される総生産物は自作農制のほうが大きいということ、②このゆえにまた「他の事情が同じであるならば」、自作農制のほうが「土地の総生産物は……より大なる総人口を養うことができる」ということ、③しかし逆に、資本家的借地農制は、「大規模な排水または灌漑の工事」のように科学理論や資力を必要とする「系統的改良事業」(II pp.337-342, ②277-283頁) を推進できたり、また「非常に多量の労働および資本を投下して、排水または土壤の改善により土地そのものに改良を加え」、「劣等地を化して優等地となすこと」(II pp.368-369, ①

333-334頁)ができるので、小規模な生産体制たる自作農制のなしえない部門で社会的生産性の向上に寄与しうること、これらの点がその理由とされる。そしてミルは、労働者自身の生産力を比較した場合には、自作農制のほうが高い生産力を誇るということ、しかし体制間の問題として生産力を比較した場合には、それぞれの体制が異なる形で社会的生産力の向上に貢献しているということ、これらの点を考え合わせれば、「大農制と小農制のいずれにおいて、農業上の改良がいっそう速やかに行われるか」という問題に対する解答を容易に見いだせないとして、「両制度が適当に混合（admixture）している場合に、最も農業上の改良が大となる」(II p.342, ①286頁)という結論に達するのである。こうしてミルは生産力視点から捉えた場合、自作農制と資本家的借地農制との混合形態こそが私有財産制における最も望ましい土地所有制度である、と考えるのである。

ミルにおいて、こうした帰結が導出されるのも、ある意味では当然のことといえる。つまりこういうことである。すなわち――

①ミル貧困論との関連でいえば、労働者階級の貧困解決の要諦は、貧困の自然的要因の改善（土地収穫過減法則作用の対抗政策の遂行）と貧困の客体的要因の改善（現存の不完全な分配制度＝土地所有制度の改善政策の遂行）とに求められるが、逆にいうならこのことは、社会的生産力の増進なしには労働者階級の境遇改善・地位向上はありえないことを示唆している。②そうした社会的生産力の増進は、同時に、一国の利潤率低下にともなって自然必然的に到来するザインとしての「停止状態」を飛び去らせ、ゾルレンとしての「停止状態」を人為的に実現するうえでの必要十分条件と考えられている。それゆえミルにおいては、「利潤率低下」論および「停止状態」論との関連からしても社会的生産力の増進が重要な要因として挙げられるのである。③しかもミルの相反論との関連においてもまた、社会的生産力の増進が労資協調関係の成立に寄与する重要な要因とされている。④しかるに前述のように、自作農制にせよ資本家的借地農制にせよ、両制度はともに社会的生産力の増進に寄与する土地所有制度であるとすれば、そのかぎりでは両制度の決定的差異はみあたらないということになり、したがって農業部門における社会的分業、すなわち土地所有制度の混合形態という視点が浮上することになる。

ところで、生産力理論＝資本蓄積論を理論的支柱として社会の大多数の割合を占める労働者階級の生活水準向上の実現可能性を説明する方法は、言うまでもなくアダム・スミスのものである。『国富論』においてスミスは、「労働の賃金の上昇を引き起こすものは、国富の実際の大きさではなく、その不斷の増加である。したがって、労働の賃金が最も高いのは、最も富んだ国々においてではなく、最も強大な国々、つまり最も迅速に富みつつある国々においてである」<sup>12)</sup>という認識のもとに、労働者階級の高賃金が資本の蓄積に伴う富の増大に

よって達成されうること、そしてその蓄積は基本的には分業の発展による労働生産性の向上と生産的労働者の増大とによって増進されうること、しかし逆に、そうした一国の資本蓄積増進の順調な進展のためには国家の役割が必要不可欠ということを理論的に論証した。スミス『国富論』の世界が「生産力の体系」<sup>(13)</sup>、言い換えれば「分業および資本蓄積論の体系」<sup>(14)</sup>として位置づけられる所以である。

こうしたスミスの資本蓄積論は、ミルにおいても継承されている。だがミルの生きた時代には、すでに資本蓄積の増進が生みだした様々な経済的・社会的矛盾が露呈しており、とりわけ労資対立が最大の懸念となっていた。したがってミルは、スミスとは異なる手段=政策によって、すなわち分配の改善に国家政策の大きな比重を置くことによって労資対立を回避せしめ、そして資本蓄積の増進に伴う富裕の全般化=労働者階級の生活水準向上というスミス的課題を果たそうとしたのである。だからミル自身が『原理』序文でも明言しているように、「目的と一般的観念はアダム・スミスの著作〔『国富論』〕と同じだけれども」、時代的要請の相違に照応して、スミスとミルとではそれを達成する手段=政策の主眼が異なってくるのである。

ともあれミルにおいては、分配の改善政策の遂行を通じての資本蓄積の増進が政策的課題として目指されるのであるが、資本家的借地農制は、土地に対する資本の生産的使用を高め、とりわけ土地収穫過減法則作用の緩和に寄与するという点において、社会的有用性をもつ存在として積極的・肯定的に評価されるのである。

こうした視点からすれば、ミルにおいて、利潤の取得が資本家の正当な権利とみなされるのも当然の帰結となる。というのも、資本家にこの利潤取得が保証されなければ、労働需要は低下し、労働者の雇用機会が減少して、労働者の富裕が阻害される、と考えられるからである。逆に、利潤取得が資本家に保証され、「およそ資本が増加すれば、いつの場合にも労働の雇用か労働の報酬かが増加し、その國か労働者階級かを富裕ならしめる。働くべき労働者数が増加すれば、総生産物はますます増加する。労働者数が増加しなければ、それは労働者の受ける分け前を増加させる」(II p.68, ①141頁)。労働生産力の発展に伴う資本の有機的構成の高度化や資本主義社会に特有な労働者人口の相対的過剰化に関する認識の欠如が、ミルのこうした論理を生みだしている。それゆえミルの場合には、利潤取得の保証なしには、資本家の(広義的には生産者の)資本形成のための「制欲」に対する動機が与えられず、したがってまた順調な資本蓄積の増進はありえない、と考えられるのである。「もし資本を供給し、また企業の危険の全部を負担する人たちが、それにもかかわらず他の人たちよりも大きな報酬を受けるわけでもなければ、またより有力な発言権を有するわけでもないといえば、これらの資本を創造しつつ維持するのに必要な制欲をあえてする人は、ほとんどな

くなるだろう」(II p.789, ④190頁)。こうしてミルは、「労働者たちは資本を所有していないかぎり、かれらはこれらのものを所有する人に対して代償を、すなわち以前の労働に対する代償と、この労働の生産物を楽しみに費やさずに、上の用途のために制欲したものに対する代償とを支払わなければならない」(II p.215, ②47頁)という認識のもとに、「利潤権利」論を展開し、利潤取得の正当性を主張するのである。

しかしそうだとすれば、ミルにおいては、資本家的雇用労働制度＝資本家的借地農制度に対する二面的評価が与えられているということになる。すなわちミルは、前述のように、「利潤原因」論では、資本家の取得する利潤の発生原因を労働疎外に求めるのだが、しかし「利潤権利」論では、こうした労働疎外の成果としての利潤の取得を資本家の正当な権利と主張するのである。だからミルにおいては、資本家的借地農制は労働者階級にとって「有害な制度」であるという批判的評価が与えられるのであるが、他方では、この制度の正当性が「利潤権利」論に基づいて理論的に説明され、さらにはまたその社会的有用性が指摘されるのであり、したがってこの制度に対する肯定的評価が与えられるのである。この二面的評価を、われわれはいかに理解すべきなのか、以下においてこの点を考えてみよう。

ミル「賃金」論によれば、労働者の実質賃金は「[労働] 人口と資本との間の割合によって定まる。」それゆえミルによれば、「雇用労働者階級の生計と生活上の余裕とが豊かであるならば、その理由は、資本が人口に対してより大なる割合をもっているからに他ならない。労働者階級にとって重要なことは、蓄積の絶対量あるいは生産の絶対量ではない。……それは、これらの資本と、それが分配されてゆく人たちの人数との間の割合である。労働者階級の生活状態を改善するためには、この割合をかれらの利益になるように変更するより他に方法がないのである。」労働者階級の高賃金を実現する方法が、このように資本蓄積の増進と労働者階級の自発的な人口制限とに求められている。そしてこの「高賃金は人口制限を前提とする」(II p.343, ②288-289頁)というミル特有の視点<sup>(15)</sup>が、資本家的雇用労働制度＝資本家的借地農制度に対する二面的評価を矛盾なく結びつける糸口となっているのである。

ミル相反論によれば、「労働者の生活水準を規定する」要因は「実質賃金」であるが、これに対して資本家の生活水準を規定する要因は「利潤率」である。そしてこの「利潤率」は、「労働費用」の大きさに左右される。つまり資本家が「利潤率」を高めようとすれば、この「労働費用」を低下させなければならない。ミルによれば、「労働費用」の大きさは、労働能率と食糧価格（賃金財価格）という3変数の変動の組み合わせによって決定されるが、この場合に最も重要な要因となるのが「労働能率」である。たとえば国家政策の遂行を通じて土地の生産的使用が社会的に促進されるならば、それはたんに土地収穫過減法則作用の緩和

だけでなく、農業資本家の「土地改良への資本支出に対する強力な阻害要因」の除去をも押すすめ、「労働能率」の客体的要因を改善させることになる。そして富の分配改善政策の遂行を通じて「労働能率」の客体的要因が改善されるならば、それは一国の資本蓄積を増進せしめて、労働者だけでなく資本家の生活水準をも押し上げることになる。すなわち資本家は、たとえば従来よりも少ない雇用労働者を使用しても、土地そのものの生産性が高まるために、従来以上の生産物を生産することも可能になり、したがってかれは、「労働費用」の低下した分だけ「利潤率」を高められる。他方、労働生産性の向上に伴って食糧価格（賃金財価格）は低下するので、労働者は従来と同じ貨幣賃金でも従来よりも高い生活水準の生活を送れるようになり、したがってかれの実質賃金は増大するのである。「労働者たちの必需品が安くなったときには、……労働者たちは同じ〔貨幣〕賃金をもって、従来よりもより大なる生活上の余裕を支配しうるようになる」（Ⅲ pp.726-728, ④52-54頁）。それゆえ「労働能率」の客体的要因の改善は、実質賃金増大と利潤率増大との同時達成を実現可能とするのであり、したがって労資協調関係の成立に貢献するものとなる。しかるに資本家の借地農制は、前述のように、「排水または土壤の改善により土地そのものに改良を加え」たり、大資本を用いての劣等地の優等地化などによって、「労働能率」の客体的要因の改善に寄与するという意味において、労資協調関係成立のために有効的な役割を演じるのである。

しかし問題は、「労働能率」の主体的要因としての労働者たち自身の知的・道徳的進歩が促進され、「思慮にもとづく人口制限」（Ⅱ p.377, ②342頁）が自発的に行われないかぎり、以上のような形で労資間における調和的関係が成立したとしても、それは短期的なものに終わってしまう、ということである。なぜなら「労働能率」の客体的要因の改善によって「生産上の改良」が社会的に促進され、労働者階級の生活水準が食糧価格（賃金財価格）の低下した分だけ向上するとしても、労働者階級の知的・道徳的水準に改善がみられなければ、「おそらく人口増加が促進され、一世代を経過したのちには、実質的労働賃金は〔生産上の〕改良前よりも高くなることになるだろう」（Ⅲ p.223, ④54頁）し、このことがまた劣等地耕作の進展を余儀なくし、資本家の「労働費用」を高めてゆくからに他ならない。それゆえ「労働者階級が知育と德育との一般的改善により……有利な事情をよりよく利用することを知るに至らざるかぎり、かれらの〔生活水準向上の〕ために永続的効果を上げることはできないであろう」（Ⅱ p.159, ①303頁）。

ミル相反論にもとづけば、このような労資協調関係の長期的成立を実現させるには、「労働能率」の客体的要因の改善に加えて、その主体的要因の改善が不可欠な要因となるのである。ミル土地所有論に関連づけていえば、たとえ貴族的土地所有制度の解体がすすみ、これに伴い土地の分散化や土地の商品化が促進されたとしても、そしてその結果、資本の解放が

推進され土地の生産的使用が社会的に高まったとしても、ただそれだけでは貨幣価値および貨幣賃金不变という想定のもとで生産上の改良に伴う「労働費用」低下（利潤率増大）と食糧価格（賃金財価格）低下に伴う実質賃金増大という客体的事情の変化によって一時的に労資協調関係が成立するにすぎず、したがってこの関係を持続的なものとするためには、思慮にもとづく自發的な人口制限を実現可能とする労働者階級自身の知的・道徳的進歩の促進が絶対不可欠な要因となるのである。それゆえ労資協調関係を持続的に成立せしめるためには、労働者階級の知的・道徳的進歩の促進に伴う自発的な人口制限を実現可能とする土地所有制度＝自作農制度の人為的育成が絶対不可欠となるのである。換言すれば資本家的雇用労働制度＝資本家的借地農制度が社会的生産性の向上に寄与し、そのかぎりで労資協調関係の成立に貢献する存在であるとしても、体制内問題としてみた場合、そこに労働疎外が存在する以上、労働者の自発的な人口制限は実施されないのであり、逆にこのことが現存私有財産制度への自作農制度の混入という視点を浮上させているのである。こうした形でミルは、資本家的借地農制度に内在する労働疎外の問題を回避できると考えたのである。それゆえミルの理想的土地所有制度の具体的形態は、資本家的借地農制度と自作農制度の混合形態とならざるをえないのである。ここにおいて、生産力視点と生産関係視点とが密接な関連性をもつことになるのである。

ところで以上のこととは、利潤原因論と利潤権利論との統一的理解をも可能にする。前述のように、ミルは利潤原因論において、利潤の源泉を労働疎外に求めていたが、しかし利潤権利論においては、資本家の利潤取得の正当性を是認していた。一見して矛盾するように思われるこの論理は、次のような形で統一的に理解される。

資本家的借地農制度のもとでは、資本＝生産手段の非所有者たる労働者は、「制欲」に対する報酬としての利潤を取得することができない。つまりこの制度は、労働者にとっては「労働と制欲にもとづく所有」制度とはなりえず、したがって労働を疎外される「有害な制度」となるのである。しかし裏を返せば、「労働者たちが資本を所有していないならば、かれらはその生産物を何びとにも分割する必要はない」のであるから、労働者を資本＝生産手段の所有者とならしめることが肝要となる。言いかえれば、労働疎外の問題解決のためには、「労働者の全部を利潤の分配に与かるものの仲間にくわえてゆく必要」があるのである。しかるにミルの場合には、「私有財産制度」の「主な目標は人間の進歩の現段階においては、……この制度の恩恵に社会の全員に十分に参与させることである」と考えられ、そしてこの考えが「すべての関係者に対して利潤の分け前に与らせる」という視点となって表れるのである。それゆえ利潤権利論において、ミルが資本家の利潤取得の正当性を主張した意図は、階級を問わず社会の全員に利潤取得を保証することにより、労働者階級に対しても利潤参

加への道を与えることにあったといえるのである。すなわちミルは、利潤原因論において資本家的借地農制度に内在する労働疎外の問題を指摘し、この問題の解決の糸口を利潤権利論において社会の全成員に対する利潤取得の保証という方法のなかに見いだしているのであり、この意味において利潤原因論と利潤権利論とは統一的に理解することができるるのである。

ミルにおいては、利潤取得の保証は社会的生産力の向上のために必要不可欠な要因と考えられた。というのも、この保証が社会的に与えられないかぎり、利潤取得に対する努力への契機が失われ、誰しも資本形成のために「制欲」を行わなくなるからである。資本家的借地農制度が生産体制としては労働者にとって「有害な制度」であるとしても、ミルがこの制度の人為的廃止を主張しない理由はこの点に見いだされる。「もしも資本を供給し、また企業の危険の全部を負担する人たちが、それにもかかわらず他の人たちよりも大きな報酬を受けるわけでもなければ、またより有力な発言を有するわけでもないとすれば、これらの資本を創造しつつ維持するのに必要な制欲をあえてする人は、ほとんど誰もいないだろう」(Ⅲ p.789, ④190頁)。そして他方では、この利潤取得の保証は、労働者階級に対しても「労働と制欲にもとづく所有」を実現可能にするための重要な要因となるのであり、したがってまた労働者の利己心を喚起して労働生産力を向上させることにもなるのである。だから利潤取得の保証は、生産力視点からだけでなく、生産関係視点からみた場合にも重要な意義を有しているのである。すなわちこの保証は、生産者（資本家および労働者）に対する利潤動機を与え、社会的生産力の向上に有用な作用を及ぼすだけでなく、労資両階級に対して「労働と制欲にもとづく所有」を実現可能とするための重要な要因と考えられる。そしてこのゆえに、国家を通じての自作農育成政策の遂行が必要とされるのである。

前述のように、ミルにおいては、労働者とかれの生産諸条件とが分離している場合には、いかなる形態の（土地）所有制度のもとであれ労働疎外が存在すること、その結果労働者の生産＝労働に対する利害関係が喪失され、労働生産力が低下すること、他方このことは、労働者の知的・道徳的進歩の促進を阻害することにより、思慮にもとづく自発的な人口制限の実施を妨げることが、様々な生産＝分配様式の歴史的分析の考察を通じて経済理論的に導出されていた。それがゆえミルにおいては、究極的には、労働疎外の問題を解決することなしには、言いかえれば生産手段（土地、資本）の所有関係＝生産関係の改善なしには、それゆえにまた生産手段の分配関係の改善なしには、労働生産力の向上も労働者の自発的な人口制限の実施も実現されえず、したがって労働者階級の生産物の分配関係の改善もありえない、と考えられているのである。明らかにミルにおいては、労働疎外論に基づきられた生産関係視点が存在し、それがまた生産力視点と結びつけられているのである。<sup>(16)</sup>

### 3. 自作農育成政策と国家

ところでミルは、労働者階級にとって望ましい土地所有形態としての自作農制度を、具体的にはいかなる国家政策の遂行によって育成できると考えているのだろうか。以下この問題を考察してみよう。

自作農制度を育成してゆくには、何よりもまず貴族の大土地所有制度の解体が必要不可欠な条件となる。というのも、この制度の解体なしには、土地（所有）の分散化を通じての土地の自由な移転・譲渡が実現されえず、労働者階級が生産的に使用すべき土地を供給することができないからである。後述するように、従来における土地「所有権の観念」の組みかえを主張した最大の理由は、まさにこの点に見いだされる。

第Ⅱ節で考察したように、ミルにおいては、国家による土地処分権の強化を通じて不生産的階級としての地主階級の土地処分権が最大限に制限されるならば、土地生産者の土地使用権が強化され、土地の生産的使用が社会的に高まり、一国の資本蓄積が増進することにより、労資両階級の土地収益が増大するものと考えられた。言いかえればミルは、土地「所有権の観念」の組みかえを通じて「私有財産の本質的原理」に背反する最大の制度的要因である貴族的大土地所有制度が解体されるならば、土地所有者たる地主階級と土地使用者たる労資両階級との利害対立が回避されるものと考えるのである。そこでミルは、地主階級の土地所有権を最大限に制限するための国家政策として、具体的に相続法や土地法の改革、あるいはまた租税法の改革を主張したのである。この点は前述した通りである。

ところで問題は、種々の国家政策を通じて土地「所有権の観念」の組みかえが実現したとしても、ただそれだけでは自作農制の育成に直結するわけではない、ということである。なぜならこの組みかえは、資本家的借地農制度の発展を必然的に導くことになり、その結果、自己の労働（力）以外に所有するものをもたない労働者は雇用労働者とならざるをえないからである。そこでミルは、資本家的借地農制度に対置する土地所有形態としての自作農制度を、土地の部分的国有化を媒介項とする国家の労働者階級への土地の再分配という方法によって人為的に育成すべきである、と考えるのである。とすれば自作農制度の育成のためには、土地の部分的国有化が前提条件とされることになるが、具体的にはミルは、国家による①土地所有者からの土地の買い上げ、②地代増加税の賦課、③共有地の占取、という方法でこれを実現しうると考えている。

まず第一の国家の土地買い上げは、次のようにして行われる。すでに示したように、地主階級が自己の所有する土地を生産的に使用しない場合には、「国家は社会の一般的利益が必要とするように土地所有権を自由に処分することができる」（Ⅱ p.231, ②76頁）。この意味において、「土地所有者が土地に対してもっている権利は、全く国家の一般政策のもとに従

属しているのである。」それゆえミルは、こうした場合、土地所有者たる地主階級に対して「国家はその財産【土地】を取り上げる」べきである、と主張するのである。しかしこの場合、国家は「その地主に対して土地の市価の全額を与えなければならない。」というのも、「この土地が、その土地所有者自身が、あるいはその祖先が、その労働および制欲の生産物をもって買ったものであるとすれば、まさにそのゆえに土地所有者は賠償を受けるべきであり、またそうでない場合においても、時効のゆえにやはり賠償を受けるべきである」からである。

さらにはまたミルは、「動産に関する現行のイギリス相続法（遺贈の自由および無遺言死亡の場合における平等の分配）をすべての財産に拡張すること、ただし傍系親にはいかなる権利をも認めず、……かつ遺言を残していない人たちの財産は国家の所有とすること」、すなわち「無遺言死亡の場合には、財産はその全部が国家に帰属すること」を主張する。この論理に則れば、「土地所有者が無遺言で死亡」した場合、その土地所有者の所有していた土地は「その全部が国家の所有」物となることになる。そしてミルは、この場合にも「国家は、子孫に対して、……正当かつ合理的な生活の援助」(III pp.887-888, ⑤190頁) を保証するために、「その土地をその価値をもって買収」(II p.377, ②349頁) しなければならない、と言うのである。

いずれにせよミルは、「土地所有者やその他およそ国家が認めた財産の所有者から国家がその財産を取り上げた場合、国家は、これに向かって、この財産の対価を支払うかまたはこの財産から生じていたものに等しい所得を年々支払うかしなければならない」と述べ、土地の買い上げに際しては、土地所有者もしくはその子孫に対して、その財産や土地の評価額に相当する金銭的保証が必要である、と主張するのである。

第二の地代増加税も、土地所有者=地主階級の土地転売を余儀なくし、国家による土地買い上げを促進する政策となる。ミルによれば、「富の増加を見つつある或る社会がとる通常の進歩の途は、いつも土地所有者たちの富を増大させる傾向をもっている。それは、かれらに何ら手数あるいは支出を負担せしめることなしに、社会の富のますます大きな分量およびますます大きな割合をかれらに供与する傾向をもっている。かれらは働くこともなく、また冒険を冒したり節約したりすることなしに、いわば眠っているあいだに富裕となってゆくのである。」こうしてミルは、現存の地主階級は「努力あるいは犠牲を払うことなしに、たんなる自然法則から生じた所得の増加分の総額」を取得しているが、これは明らかに「私有財産の本質的原理」に背反するものであり、したがって「この増加分のうち、不労所得であり、かついわば偶然的な所得であるところの、非常に大きな部分に対し租税を賦課することは極めて正当なこと」であり、「富の増加が生ずるごとにそれの全部またはその一部を国家が

[地代増加税という形で] 収用したとしても、それは私有財産が拋って立つところの諸原理を犯すこととは決してならないだろう」と主張する。

ところでこの「地代増加分に課税する」場合、国家は「地代の自然発生的増加部分」についての「見積もり」を行う必要があるが、この点についてミルは、「地代の騰貴あるいは穀物の価格の騰貴よりも、土地の価格の一般的騰貴のほうが、おそらくはより安全な基準となるであろう」として、「土地の現在の市場価格を地主たちに保障したならば、かれらに対する一切の不公正を避けうることになるだろう。なぜなら現在の市場価格は将来の期待のすべてのものの現在価値を含んでいるからである」と言う。つまりミルは「すべての土地について、その現在価値は租税を免除されねばならない。けれどもその後、ある期間を経過し、その間社会の人口および資本が増加したとすれば地代の自然発生的増加を見るであろうが、このような最初の評価が行われたのちに生じた自然発生的増加については、およそその見積もりを試みることができるだろう」(III pp.819-821, ⑤55-59頁) という考え方とともに、土地の市場価格を基準として地代の自然発生的増加分の見積もりは可能であると主張するのである。

こうした主張の根底には、国家が地主階級に対して地代増加税を賦課してゆけば、地主階級の収入（=所得）は確実に低下するから、かれらは土地を転売せざるをえなくなる、という見通しがあった。というのも「かれら [地主階級] は、その所得が最高となったときには所得いっぱいの生活を送り、しかも何らかの事情の変化のためにその所得が減少しても……その生活を切り詰める決心をしない」(III p.892, ⑤198頁) のだから、生活水準が低下した場合に、かれらは土地の生産的使用者となって自己の生活水準を回復する方法を探るよりも、土地の転売によって「公債所有者または年金受領者」となる可能性のほうが高いと考えられるからである。ここで国家による土地買い上げの余地が生じてくる。

では第三の共有地の国家占取についてはどうか。ミルによれば、国家は「今後開墾される共有地のすべてをあげて、小土地所有の階級 [自作農] を育成する」べきである。具体的に言えば、「将来共有地の囲い込みを許可する場合には、いつも村落共同体の成員としての権利あるいは共同権をもっている人たちに補償するに足りる部分を、まず売却あるいは譲渡すべきであること、および残余の土地はこれを5エイカー前後の地所に分割し、自分自身の労働をもってこれを開墾し耕作するところの労働者階級に属する個人に対し、絶対的所有地として譲与すること」、しかもこの場合、「最初の収穫が完了するまで自分の生活を支えるのに必要なものを貯蓄している労働者、あるいは責任あるどの人からか必要な金額を無担保で借り受けることができるだけの人柄をもった労働者（このような労働者は少ない）に対して優先権をあたえるべきである」ということ、これらを国家政策とすることに

よって自作農制度を人為的に育成することができる、とミルは考える。

以上に挙げた3つの政策は、相続法や土地法の改革などの政策と並んで、現状における土地「所有権の観念」の組みかえを実現するうえで重要な役割をなすものであるが、これらの政策を通じてミルが土地国有化の必要性を主張するのは、国家の力を借りることなしには、自作農制度の育成は不可能である、と考えられるからであった。

もとよりミルは、労働者における「労働と制欲にもとづく所有」を実現せしめるには生産手段（土地、資本）の分配改善が必要不可欠な前提条件である、と考えていた。そしてミルは、この生産手段の分配改善を二段構えで実現しようとする。すなわちミルはまず第一に、土地所有者と土地使用者との利害対立の回避のためには、土地「所有権の観念」の組みかえが重要な国家政策であると主張した。すでに論じたように、この組みかえは、一方では貴族的大土地所有制度の解体を押しすすめ、他方では資本家的雇用労働制度＝資本家的借地農制度を必然的に発展させる。しかしそれは労資対立を激化させる。というのも現実には、労働者たちは生産手段の非所有者であり、雇用労働者となるしか生活の糧を得ることはできないからである。その結果、資本の所有者と資本の非所有者との利害対立、すなわち労資対立という新たな問題が生じてくるのである。だから土地「所有権の観念」の組みかえを通じて、たんに貴族的大土地所有制度を解体しただけでは、労働者を生産手段の所有者となすことはできない。

そこでミルは、第二に、資本の所有者と資本の非所有者との利害対立の回避のために資本家的借地農制度に対置しうる土地所有制度としての自作農制度を、土地国有化を媒介項とした労働者階級への土地の再分配によって実現しようとする。たとえば国家が労働者階級に対して安い地代をもって土地を貸与すれば、かれらは永代借地権をもつ土地占有者となることができる。しかも国家は、資本の提供者となりうるのである。「道具や肥料は——それからある場合には生活の資も——教区あるいは政府から供給し、この前貸しに対する、国債の利子率の利子を永久的な免役租として賦課することとし、また小農にこの利子の幾年分か適当な年数。を払えば、いつでもこれを償還することができる権能を与えておくとよい。」こうして「労働と制欲にもとづく所有」の実現形態としての自作農制度が大規模に育成されてゆけば、「このような小土地のひとつを手に入れたいという欲望は、……おそらく思慮ある生活と制欲との動機となり、全労働人口を支配するようになるであろう」（II pp.377-378, ②348-349頁）。つまりミルは、土地の部分的国有化を媒介した自作農育成政策を考えているのである。この点は、マルクスの考えとは決定的に異なっている。

マルクスによれば、「いわゆる本源的蓄積は、生産者と生産手段との歴史的分離過程に他ならない」が、この分離過程は封建的生産様式を解体化させる。「資本主義社会の経済構造

は、封建社会の経済構造から生まれ」るのであり、「後者の解体が前者の諸要素を解き放したのである。」このことが、「土地およびその他の生産手段の分散」を可能にし、一方における「資本家的生産様式」の発展と、他方における「小経営的生産様式」の発展をもたらすのである。そしてマルクスは、この「小経営的生産様式」の具体的形態としての「農民的分割地所有」制度——ミルのいうところの自作農制度——こそ「社会的生産および労働者自身の自由な個性の発展」を可能にする土地所有形態であると主張する。というのもこの制度では、「労働者が自分自身の使用する労働条件の自由な私有者」であり、つまり「自己労働にもとづく私的所有」が実現されるからに他ならない。しかし問題は、この制度は「小経営的生産様式」であるがゆえに、「資本家的生産様式」が社会の支配的形態になるにつれて分解せざるをえなくなる、ということである。「自己の労働によって得た、いわば個々独立の労働個人とその労働諸条件との癒合とともにとづく私有は、他人の労働ではあるが形式的には自由な労働の搾取にもとづく資本主義的私有によって駆逐されるのである。」こうして「労働個人とその労働諸条件」とは分離してゆき、独立自由な小経営者は賃労働者へと転化するのである。それゆえ「資本家的生産様式から生まれる資本家の取得様式は、したがってまた資本家の私有も、自己労働にもとづく個人的な私有の第一の否定である。」しかし他方では、「絶えず膨張しながら資本家の生産過程そのものの機構によって訓練され結合される労働者階級の反抗もまた増大してゆ」き、このことがやがて、「生産手段の集中と労働の社会化とがその資本家の外皮とは調和できなくなる一点に到達する。」すなわち「資本家の生産は、ひとつの自然過程の必然性をもって、それ自身の否定を生みだす。それは否定の否定である。」そして「この否定は、私有を再建しはしないが、しかし資本主義時代の成果を基礎とする個人的所有をつくりだす。すなわち、協業と土地の共同占有と労働そのものによって生産される生産手段の共同占有とを基礎とする個人的所有をつくりだすのである。」

ミルとマルクスとの決定的な相違は次の点にある。まず第一に、マルクスにおいては「自己労働にもとづく私的所有」の実現形態としての「農民的分割所有」制は、「小経営的生産様式」であるために「資本家的生産様式」との競争に打ち勝てず、歴史必然的に「駆逐」され「否定」されてゆくとみなされるが、ミルにおいては、だからこそ国家介入のもとでその人為的な育成・普及が不可欠となると主張され、これにより労働疎外を回避しうる土地所有制が私有財産制の枠内で実現されると考えられる。それゆえ第二に、マルクスの考えでは、「自己労働にもとづく私的所有」は私有財産制度それ自体の揚棄——いわゆる「否定の否定」<sup>(17)</sup>——のうえに成立し、生産手段（資本、土地）の社会的所有を基礎とした個人的所有のもとで実現されるが、ミルの考えでは、逆にそれは生産手段の社会的所有の私的所有への転化によって実現されるのである。

労働者階級の社会的解放が究極的には生産手段の所有関係＝生産関係の改善したがってまたその分配関係の改善なしには達成されないと考える点では、ミルとマルクスは共通の認識のうえに立つが、しかしその実現方法については両者のあいだに以上のような相違がある。のである。

#### N. おわりに

土地所有論との関連でいえば、スミスは資本蓄積の順調な進展に伴う富裕の全般化という自らの課題に則して貴族的大土地所有制度を激しく批判している。この制度の存在は、土地の生産的使用の社会的増進とそれに伴う資本の解放を妨げて、一国の資本蓄積増進の阻害要因と考えられるからであった。資本の解放は、生産的労働者の増大をもたらし、国富増進に有利な分業構造の基礎を確立するから、労働者の高賃金を実現するうえで有効な作用を果たすが、しかし他方ではそれは、労働者の賃労働化を押しすすめ、労働疎外の問題を生みだすことになる。だがスミスにおいては、労働者階級の高賃金論こそが最も重要な問題として取り上げられ、労働疎外論は社会的分業の発展が労働者の労働能力や知性・道徳の水準を退廃させるという形で論じられているだけで、「労働の疎外は賃金という形態に関しては問題にされていない。」<sup>(18)</sup>スミスの場合には、資本蓄積の増進とそれに伴う社会的分業の発展が労働疎外を生みだすにもかかわらず、それが富裕の全般化を実現し労働者階級の生活水準を也可能にすると考えられ<sup>(19)</sup>、したがってまたかれの土地所有論も生産力視点からの考察が主体となっており、生産関係視点からの考察が希薄なものとなっている。これに対してミルの場合には、貴族的大土地所有制度の解体は土地の分散化・商品化を促進し分配制度の改善を通じての資本蓄積の増進を可能にするが、しかしこのことは資本家の借地農制度の必然的発展に伴う労働疎外の問題を現出させ、労資両階級の利害対立を露にするものと考えられる。それゆえミルにおいては、労働者階級の富裕全般化も労資両階級の利害調和も貴族的大土地所有制度の解体だけでは実現しうるものではなく、この解体の次には生産手段の所有関係（＝生産関係）＝分配関係の改善によって労働疎外の問題解決が要請されるのである。ミルの考えでは、労働疎外問題の根本的解決の糸口は、労働者階級における生産手段の所有関係＝分配関係の改善に求められる。なぜならミルにおいては、生産手段の所有関係＝分配関係が労働者における生産物の分配関係を規定し、それがまた労働生産力の高さと知的・道徳的水準（＝労働者の自発的人口制限の実施）とを規定する、と考えられるからであった。この意味でミルの場合には、生産関係視点と生産力視点とは密接な関連性を有している、と考えられているのである。そして生産手段の所有関係＝分配関係の改善なしには労働疎外問題の解決はありえないと考える点で、ミルはマルクスと共通の認識をもっている、といえる。

こうしたミルの考えは、リカードウ政策論の転換を迫ることとなった。リカードウの場合には、農業問題が主として自由貿易論との関連で考察され、土地所有制度そのものの問題が正面から取り上げられることがない。<sup>(20)</sup>かれは、「イギリス資本主義」が「土地所有者階級を攻撃しつつ自国の土地問題をさし当たりいわば農業＝食糧問題として経済的に——貿易問題として——解決しようとした」<sup>(21)</sup>時代的要請に応えるべく穀物法撤廃とそれに伴う自由貿易政策の実施を主張したのであった。穀物法の施行は、劣等地耕作の進展を余儀なくし、食糧価格（賃金財価格）上昇に伴う貨幣賃金の増大を必然的に導くが、このことは地代の上昇と利潤率の低下を示すものであり、それゆえ地主階級と資本家階級の利害対立を生みだす要因となっていた。しかし逆に、自由貿易による安価な穀物の輸入は地代下落と貨幣賃金低下をもたらし、資本家の生産経費低下とそれに伴う新たな形での土地に対する資本投下を可能ならしめ、資本蓄積の増進に寄与する。その結果、労働者階級の生活水準も間接的に向上する。リカードウの場合には、富裕の全般化と社会的調和はこのようにして実現されるのである。しかしひかど「穀物条例の撤廃」（III p.743, ④84頁）は食糧価格（賃金財価格）低下をもたらすから、貨幣価値不变・貨幣賃金一定を想定すれば、労働者たちは、同じ貨幣賃金をもって、従来よりもより大なる生活上の余裕を支配しうるようになる。しかしそうだとしても、労働人口が増加してゆけば、食糧需要の不足を満たすため劣等地耕作が進展し、労資両階級の生活水準はともに低下してゆかざるをえない。漁夫の利をえるのは、ただ地主階級のみである。この意味でのリカードウ政策論は、ミルにとっては、経済的・社会的矛盾（階級対立や労働疎外の問題）を解決しうるものではなかった。ミルの場合には、現存土地所有制度それ自体の修正・改良を通じて労働生産力の向上と労働者の自発的な人口制限の実施とを実現可能とする、言いかえれば労働疎外を回避しうる土地所有形態＝自作農制度が人為的に育成されてはじめて社会的調和が実現しうる、と考えられる。

ではそうした自作農制度はどのようにして実現されるのか。約説すればそれは、生産の3要素の組みかえによって実現可能となる。ミルによれば、資本家的借地農制度のもとでは、労働者階級は資本の非所有者であるがゆえに、他人の命令にしたがって他人の利潤のために、そして仕事への何の関心ももたない労働に従事しなければならない。だから逆に、労働者階級が労働疎外から解放されるためには、労働者自身が資本の所有者になる必要がある。それをミルは、土地の部分的国有化を媒介として果たそうとしたのである。そしてその前提条件として土地「所有権の觀念」の組みかえが重要な国家政策とされたのである。つまりその組みかえを通じて土地の部分的国有化が可能になり、そして労働者階級に土地の再分配がなされるならば、かれらが土地占有者もしくは土地所有者となるための制度的基盤が準備される

のである。ミルの考えでは、生産の3要素の組みかえは、このようにして行われる。マルクスの言葉を借りるなら、スミスやリカードウの場合には、資本家の生産様式に内在する「生産諸関係が自然的諸関係」と把握される。「これらの生産諸関係は、あらゆる社会的生産の自然から生じ、人間的生産そのものの法則から生ずる関係として現象する。」これに対し「教養ある批判的人間」J. S. ミルは、こうした考え方を批判し、「分配諸関係は本質的にはこの生産諸関係と同一であり、それゆえこれらの諸関係はともに同じ歴史的・経過的性格をもつ」と考える。言いかえれば、スミスやリカードウはいわゆる三位一体定式を拠りどころに、「支配諸階級の収入諸源泉の自然必然性と永遠の正当性を宣言し、これを一つのドグマにまで高め」<sup>(22)</sup>たが、ミルの場合には、その歴史的可変性の認識のうえに、この定式の人為的な組みかえ、つまり生産の3要素の組みかえを提唱したのである。<sup>(23)</sup>そしてこの組みかえは、第一に、土地所有者（地主階級）と土地占有者（労資両階級）との利害対立の回避、第二に資本所有者（資本家階級）と資本非所有者（労働者階級）との利害対立の回避という、いわば二段構えで実現可能と考えられる。土地「所有権の観念」を組みかえるための具体的な国家政策は、この実現のために必要不可欠となるのである。

ミルにとって「労働と制欲にもとづく所有」とは、労賃に加えて利潤の取得を保証されることを意味する。それゆえ問題は、労働者の利潤参加ということである。だがミルの考えでは、利潤取得の保証は万人に認めなければならない。これが社会的に是認されなければ、利潤動機（=自由な利己心の発揮）がなくなり、誰しも「制欲」のための努力を払わなくなるからである。資本家の借地農業制度を労働者階級にとって「有害な制度」と規定しつつも、ミルがその存在を是認する最大の理由はこの点に見いだされる。とはいえたるは、この制度が労働疎外を内在する以上、労働者階級のための「労働と制欲にもとづく所有」の実現形態＝自作農制度を、資本家の借地農制度を温存しながら、人為的に育成しなければならない、と考えるのである。このゆえにミルの理想的な土地所有制度は、生産力視点、生産関係視点のいずれの側面からみた場合にも、自作農制と資本家の借地農制度との混合形態となるのである。この結果、土地の公平な分配制度と自由競争制度とを二大支柱とした土地所有制度が完結する。そしてミルは、労働者階級が漸次的に労働疎外を回避しうる自作農制度に流出し、いずれ資本家の借地農制は解体してゆくだろう、と予測するのである。ただしこれは、究極の目標であり、当面の目標は両制度の混合形態の実現にある。

ミルにおいては、資本家の生産過程を労働過程と価値増殖過程との統一過程とみなす労働による剩余価値の生産が資本の自己増殖を生みだすという理解は存在しない。それゆえミルの場合には、マルクスのように価値＝剩余価値論を理論的基礎に据えて労働疎外論が展開されているわけではない。ミルの労働疎外論は、労働者が労賃の他に利潤を取得しえない場合

には、労働者は自己の労働や労働生産物を疎外されているのであり、そしてその原因は労働者とかれの生産手段とが分離していることにある、という形で展開されているにすぎない。だからミルに生産関係概念があることは疑いないとても、それはマルクスのものとは内容を異にしている。そしてこの違いが、労働者階級の社会的解放が私有財産制度それ自体の揚棄なしには実現されないと考えるマルクスと、それが私有財産制の枠内で実現可能と考えるミルとの違いとなって現出するのである。ミルの限界はここにある。とはいへ資本家の生産＝分配様式に内在する労働疎外の問題を前面に押しだし、これを生産手段の所有関係＝分配関係の改善によって解決することなしには労働者階級の社会的解放はありえない、と主張した点において、ミルはスミスやリカードを一步ぬけだしたのである。

### 注

- (1) 『経済学原理』からの引用に関しては Mil[1]を利用した。たとえば (II p.217, ②51頁) と表示したものは、左が Collected Works II の217ページからの、右が末永茂喜訳の第二分冊51頁からの引用を示している。尚、引用文中の [ ] および [ ] 内の①'②'③'は引用者のものである。
- (2) ミル相反論に関しては、前原 [36] を参照されたし。この論文では、ミル相反論が『原理』全体の理論的支柱となっており、同時にこの経済理論から労働者階級の知的・道徳的進歩という要請が導出されている点が強調されている。
- (3) ミル土地所有論に関しては、高島 [26] を参照した。この論文で高島氏は、「ミルは、遺贈の自由を一般原則とする限りではマカロックと共に基盤に立ちながら土地改良投資（土地用益権＝資本所有権）を基準とする土地所有権・遺贈権の制限を説くことによって、土地所有権の優位を覆し、法意識・政治構造の所有権秩序への従属を押し進めようとした」のであり、「このようなミルの立場は、私の所有そのものへの攻撃を、いわばスケープゴートとしての土地所有に転嫁するものであった」(53頁)，と主張される。これに対して本論文では、ミル土地所有論の究極的目標が労働疎外を回避しうる土地所有制度＝自作農制度の育成・発展という点にあるのであり、こうした形でミルが資本的借地農制度＝雇用労働制度に内在する矛盾を解決しようとした、という点を強調した。この意味で、ミル土地所有論の「究極の目標は貴族的大土地所有（およびそれを基礎とする政治体制）の解体」(54頁) とする高島論文とは、本論文は力点が異なっている。
- (4) 『原理』では、ミルは労働者階級の利用すべき最善の土地所有制度を自作農制度に求めているが、後のミルは、「借地改革協会」における「綱領」などを見ても明らかのように、共同組合制度の利用を強調するようになった。この点については、Mill[2] pp.239-244を見よ。尚、ミルにおける農業改革の方向が土地国有化——共同組合組織への土地貸し付け——農業の共同化という方向で考えられている、という点の指摘については、杉原 [24] の付論「改良と革命の経済思想」、四野宮 [22] 第Ⅲ章「ミルの土地所有論と農業の発展方向」、棚原 [28] を参照のこと。また本論文では、ミルの自作農論をアイルランドとの関連で考察するにまで至らなかった。今後の課題としたい。この問題については、熊谷 [19], [20] を参照されよ。熊谷論文では、ミルがアイルランドやインドなどの植民地を過剰な資本および人口の移出によってイギリスの再生産機構に組み込もうとした、という点が強調されている。
- (5) ミル政治経済学においては、経済的側面よりむしろ道徳的側面からの考察に比重がかかっている、という指摘は、たとえば早坂 [32], [33] で主張されている。しかしミル相反論や賃金基金説をみて

も明らかなように、ミルは経済理論に基づいて、労働者の社会的解放のためには、労働生産力の向上と人口制限の自発的実施との結合が必要であることを浮上させ、それに照応した国家政策を導出しているのである。

- (6) なるほどミルには、マルクスのように剩余価値論は展開されえない。この意味ではマルクス的な「生産関係概念」はない。しかしながらミルは、自らの労働疎外論に依拠して労働者が生産の3要素をすべて所有しないかぎり、労働者の社会的解放はありえないことを明確に自覚しているのである。「人間が従属関係を含まない関係において互いに他の人たちとともに、また他の人たちのために働きうるようすること」が、ミルにとっての「進歩向上の目的」(III p.768, 訳④133頁)であった。それゆえミルにおいては、生産関係視点と生産力視点が結びつけられている。この点は労働疎外の存在する資本家の雇用労働制度では、労働者の利己心が満たされないため労働生産力が低く、そのため生活水準も低い状態で、このことが労働者の教育的向上(=人口制限実施)を阻害し、労働者の知的・道徳的水準向上をさまたげている、というミルの考えをみれば、明らかであろう。逆に労働疎外を回避しうる生産=分配様式、すなわち労働者同志の共同組織や自作農制度では、労働生産力向上と人口制限実施とともに満たされるから、労働者階級は社会的に解放され、また知的にも道徳的にも向上しうるのである。本論文の主要論点のひとつは、この点を強調することにある。

(7) Mill[3]p.290, 四野宮[22] 247頁参照。

- (8) 水本[37]によれば、「土地所有自体は、本質的には前近代的なものであり、……その量的限界に基因する土地所有の力は、[資本主義的生産関係成立後も]かなり後に至るまで強く残存して農業の企業的発展をかなり圧迫する」し、「生産関係に残るそのような前近代的関係は、法に反映して所有権の優位を持続する根源となる。」(124頁)。また渡辺[38]によれば、近代的土地所有権の本質は「土地所有権なのではなく、むしろ土地用益権である」のであり、土地所有権の近代化は「交換価値支配権としての自由な絶対的土地所有権の法的確認をもってはじまり、土地用益権の土地所有権にたいする優位の原則の法的確認をもって完了する一連の過程である」(5頁)。川島[17]では、近代的所有権の特質が「私的性質」、「觀念性」、「絶対性」の三点にある(35, 46-49頁)、と指摘される。こうした主張に対して甲斐[14]では、イギリス法は必ずしも近代的土地所有権の唯一のモデルではないのではないか、と問題提起され、また戒能[15]でも、イギリス土地所有制度の特殊歴史的性格が指摘される。いずれにせよ、これらの研究では、近代土地所有権の本質が何よりも土地用益権=使用権に基礎づけられている、という点では、共通点を有している。ミルの「土地所有権」の内容を①土地所有権、②土地処分権、③土地収益権、という形で整理するうえで、これらの研究とともに、吉田[40]に多くのことを学んだ。尚、近代法における所有権が、「使用、収益、処分」という3要素で構成される点については、民法206条をも参照されよ。

- (9) 戒能[16]によれば、スミスやベンサムの段階では、自然権として把握されていたジョン・ロック的「労働にもとづく所有」権が「正当づけを必要としないほどのア・プリオの存在に転じていく」ということ(29頁)、が強調される。ロック[9]では、財貨の蓄積、土地所有の拡大が「他人を侵害しない程度」という限界を超えて行なわれることを「自然的状態」における人びとの「暗黙の同意」によって弁証される(pp.52-65, 訳40-54頁)。ロック所有論の歴史的課題が、独立小生産者の自立を起点とする資本主義的所有関係の展開を弁証することにあった、という点については、田中[27]242-243頁を参照されたし。ところでスミスにおいては、たとえば「長子相続制と限嗣相続制とは、大土地所有の分割を妨げた。……限嗣相続制は長子相続法の自然的帰結である。この制度は、……贈与・遺贈または譲渡のいずれかによって、あるいは後継の所有者の愚行または不幸のいずれかによって最初の資産が、たとえその一部分でも、所定の血統以外にもちだされることを阻止するために導入されたものである」(Smith[4]pp.360-362第二分冊428-431頁)と述べ、大土地所有制度を支えている要因を長子相続制と限嗣相続制との見いだし、その解体の必要性を強調したものの、そのための具

体的な国家政策をミルのように具体的な形では論じてはいない。またベンサムの法理論は、自由主義が実定的なものになる段階のものであり、スミス的な自然法理論は批判される。とはいえベンサムは、スミスと同様に所有・安全・平等は自由競争のなかで調和的に結びつくだろう、と楽観的に予想するのである（藤田 [35] p.44-46頁参照）。「もしも法律が特定の独占を維持しないならば、……もしも法律が限嗣相続をゆるさないならば骨を折ることなく、革命なしに、ショックなしに、大きな財産（property）はますます多くの人びとがほどほど財産の恩恵に与れるであろう」（Bentham [8] p.123）。ミルはこうしたスミスやベンサムの国家政策をさらに押しひろげ、それを行使するための具体的方策を提示しているのである。因みにマクロック [7] では、「私的所有の権利の確立から生じる利益についていえば、……それは自明のことであって、すでに一般的に承認されていることである」（pp. 2-3）と主張され、現行の相続制度の擁護論を展開するが、その内容はミルとは正反対なものとなっていることは言うまでもない。

- (10) マルクスは「ジョーンズは、まさに〔労働賃金の前払いという〕この機能が資本を資本たらしめるものであり、資本家的生産方法の特性を条件づけるものであるということを示している」（Marx [6] s.420, 訳国民文庫(9)60頁），と指摘し、ジョーンズの歴史的分析に高い評価を与えていたが、ミルにおける生産の3要素の所有形態に着目した生産=分配様式の歴史分析は、明らかにジョーンズに学んだものである。尚、ミル分配論がたんなる生産物（=所得）の分配にとどまらず、生産手段の所有=分配という視点からも考察されている、という点については、熊谷 [18] に学んだ。
- (11) ミル利潤論を利潤原因論と利潤権利論との関連で考察する方法については、杉原 [23] 第二部「J.S. ミルの利潤論」に学んだ。尚、羽鳥 [30] では、ミルは「労働の生産力が利潤を生めるほど高められ」る原因を、「資本家が制欲によって食糧・道具・原料を貯蓄して労働者に支給したことによるのだ」とみなしているが、そうしたミルの考えは、「スミスやリカードウの利潤源泉論と全く異質なもの」である（185頁），と指摘されている。
- (12) Smith [4] p.72, 訳第一分冊231頁。
- (13) 高島 [25] 93頁。
- (14) 和田 [39] 188頁。
- (15) 岡本 [12], [13] では、ミルの賃金基金説から労働者階級の人口制限実施の必要性が導出される、という点が強調されているが、妥当な見解であろう。
- (16) 杉原氏は、「ミルには生産力概念はあったが生産関係概念はなかった」という考え方のもとに、次のような見解を示しておられる。ミルにおいては、「単なる分配関係が問題であるかぎり、それを規定する法則としては、客観的な経済法則というよりもむしろ貢献と報酬とは比例すべしとする道義的要請のような性格をもったものが重要視されるのも当然であるし、分配の問題が生産の問題と関係させて考えられる場合でも、それは生産力との関係でつかまれるだけで、生産関係に規定された生産力が問題とならず、したがって生産と分配とは結局バラバラに考えられるにとどまるのも当然であった。分配関係がそのような性格をもった法則によって規定されていると考えられる以上、分配関係の変化は当事者の主観的な意図に依存するものであるとされるのも不思議ではないだろう。」（[23] 179頁）。こうした見解はわれわれの見解とは立場を異にするものであるが、杉原 [23] には多くのことを学ばせて頂いた。
- (17) Marx [5] p.801-803, 訳第三分冊412-416頁。尚、マルクスが封建的生産様式の資本家的生産様式への転化を媒介する過程として、本源的蓄積の過程を描定することによって、「旧代的生産様式から資本家的生産様式への移行」を描きあげた点については、平田 [34] を参照せよ。また西野 [29] 第4章では、マルクスにおける「〈小経営生産=取得様式から資本制的生産=取得様式への転化〉とは、何よりも、労働者自体をその生産=取得の主体とするところの搾取関係を内蔵しない生産=取得様式から、資本（家）をその生産=取得様式への転化ということをその核心的内容とする」点が詳細に分

析されている。尚、ミルとマルクスとの関連でいえばダンカン [10] では、階級闘争という視点から資本主義の機構分析とその批判を展開したマルクスに対比しての、自由主義という立場から資本主義の改良を全面に押しだしたミル、という視点が強調されている (pp.287-300)。

- (18) 和田 [39] 304頁。和田氏によれば、スミスにおける「疎外の問題は『国富論』も第五編に至って、単純な分業労働が労働能力をカタワにするという意味合いで問題にされているにすぎない」 ([39] 304頁)。尚、羽鳥 [31] でも、「スミスは資本関係の下で生じるはずのいわゆる「労働の疎外」という問題を見逃していた」 (118頁) と指摘されている。
- (19) 和田氏によれば、スミスは『国富論』で「搾取にもかかわらず、資本蓄積によって高賃金が実現される」ことを目指していた ([39] 307頁)。内田氏も「スミスの場合は、階級的搾取にもかかわらず富裕が一般化するのはなぜかというかたちで、分業による社会的生産力という事実が取出されている」 ([11] 58頁)、と指摘されている。
- (20) 高島 [26] では、「リカード地代論が差額地代論に純粹化されているということは、リカードにあっては土地所有が存在しないものと見なされているということである」 (51頁)。
- (21) 椎名 [21] 283頁。
- (22) Marx [5] s.884-885, 訳(4)105-107頁。
- (23) ミルの考えでは、現存私有財産制度における三階級の分配関係は、資本（家）——利潤、労働（者）——賃金、土地（地主）——地代という形で表現できるが、しかしこうした分配関係は「イギリスに特有なものである」 (II p.237, ②86頁)。すなわちミルによれば、「イングランド、ならびにベルギーのある地方、オランダのある地方、これらの地方が、世界において、……土地と資本と労働とが一般的に別々の人の所有にかかる、ほとんど唯一の国々である。普通の場合は、同じ人がこれらの三要件の二つまたは三つを合わせ所有するのである。」 (II p.235, ②84頁)。明らかにミルは、生産手段の所有=分配関係が生産物の分配関係（あるいは所得関係）を規定すること、しかもイギリスの資本家的雇用労働制度が特殊歴史的な生産=分配様式に他ならないことを自覚しているのである。このことをミルは、『原理』第2編前半部分における自作農論や分益農論などの、さまざまな生産=分配様式の歴史分析を通じて導出している。こうした分析によってミルは、労働者階級が生産の3要素を所有しさえすれば労働疎外を回避しうる、という視点を前面に押しだし、いわゆる三位一体定式を免れることができたのである。

## 参考文献

- [1] Mill, J.S., "Principles of Political Economy, with some of their application to social philosophy", 7th ed. 1871, in Collected Works of John Stuart Mill, Vol. II - III, Toronto, Univ. of Press; London, Routledge & K. Paul, 1965 (末永茂喜訳『経済学原理』岩波文庫, 第1—5分冊, 1959-63年)
- [2] Mill, J.S., "Explanatory Statement of the Programme of the Land Tenure Reform Association", in *Dissertations and Discussions*, vol. IV.
- [3] Mill, J.S., "The Right of Property in Land, April 1783, in *Dissertations and Discussions*, vol. IV.
- [4] Smith, A., "An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations 2 Vols., ed by R.H. Campbell & A.S. Skinner, Oxford, 1976 (大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』全5冊, 岩波書店, 1975年).
- [5] Marx, K., "Das Kapital", Erster Band, Zweite verbesserte Auflage, von Otto Meissner Hamburg, 1872. (向坂逸郎訳『資本論』岩波文庫, 1969年).
- [6] Marx, K., "Theorien über dem Mehrwert", 3. Teil, Dietz-Verlag (岡崎次郎・時永淑訳『剩余価値学説史』大月文庫, 1959-1981年).
- [7] MaCulloch, J.R., "A Treatise on the Succession to Property Vacant by Death", 1848, ed Andrew

- Reeve, Edinburgh & London, 1986.
- [8] Bentham, J., "Pannomilal Fragment", in Jeremy Bentham's Economic Writtings, ed. by Stark, Vol. III, London, 1954.
  - [9] Locke, J., "The Second Treatise of Government", ed by Thomas Peradon, 1952. (鵜飼信成訳「市民政府論」岩波書店, 1968年).
  - [10] Duncan, G., "Marx and Mill": Two Views of Social Conflict and Social Harmony, 1973.
  - [11] 内田義彦『資本論の世界』(岩波新書, 1966年).
  - [12] 岡本裕次「J.S. ミルの賃金論について(1)——『経済学原理』を中心として」(『三重法経』第53巻, 1981年).
  - [13] 岡本裕次「J.S. ミルの賃金論について(2)——『経済学原理』を中心として」(『三重法経』第54巻, 1981年).
  - [14] 甲斐道太郎『土地所有権の近代化』(有斐閣, 1967年).
  - [15] 戒能通厚「近代イギリスにおける土地所有と Mill, J.S., ——イギリス所有権法の一考察(一), (二)」(東京大学『社会科学研究』第20巻, 1969年, 第21巻, 1970年).
  - [16] 戒能通厚「イギリスにおける近代的所有権の成立過程」(甲斐・稻本・戒能・田山共著『所有権思想の歴史』所収, 有斐閣, 1979年).
  - [17] 川島武宣『所有権法の理論』(岩波書店, 1987年).
  - [18] 熊谷次郎「ミル『経済学原理』の構成について——「生産・分配二分論」との関連において——」桃山学院大学『経済経営論集』第19巻第2号, 1977年).
  - [19] 熊谷次郎「J.S. ミルの植民論——ウェイクフィールドとの関連において」(桃山学院大学『経済経営論集』第20巻第1号, 1978年).
  - [20] 熊谷次郎「J.S. ミルのインド・アイルランド論——その文明観・後進国との関連で」(桃山学院大学『経済経営論集』第23巻第3号, 1981年).
  - [21] 椎名重明『近代的土地所有——その歴史と理論』(東京大学出版会, 1973年).
  - [22] 四野宮三郎『J.S. ミル体系序説——社会哲学と社会主義論——』(ミネルヴァ書房, 1974年).
  - [23] 杉原四郎『イギリス経済思想史——J.S. ミルを中心にして』(未来社, 1973年).
  - [24] 杉原四郎「ミルとマルクス」(ミネルヴァ書房, 1974年).
  - [25] 高島善哉『アダム・スミス』(岩波新書, 1968年).
  - [26] 高島光郎「J.S. ミルと土地所有——マカロックとの対比において——」(『思想』594号, 岩波書店, 1973年).
  - [27] 田中正司『増補ジョン・ロック研究』(未来社, 1968年).
  - [28] 棚原正治「J.S. ミルの社会主義論と自作農論」(琉球大学『経済研究』第19巻, 1978年).
  - [29] 西野勉『経済学と所有』(世界書院, 1989年).
  - [30] 羽鳥卓也「古典派経済学の変質——J.S. ミル」(羽鳥卓也・吉田精一編『経済学史』, 世界書院, 1979年).
  - [31] 羽鳥卓也『「国富論」研究』(未来社, 1990年).
  - [32] 早坂忠「J.S. ミル『経済学原理』第四編をめぐって」(東大『社会科学紀要』第14号, 1964年).
  - [33] 早坂忠「J.S. ミルの社会主義論についての一考察」(東大『社会科学紀要』第17号, 1967年).
  - [34] 平田清明『市民社会と社会主義』(岩波書店, 1969年).
  - [35] 藤田勇『近代の所有権と現代の所有問題』(日本評論社, 1989年).
  - [36] 前原正美「J.S. ミルの労働費用・利潤相反論の展開」(中央大学『経済学論纂』第30巻第4号, 1989年).
  - [37] 水本浩『借地借家法の基礎理論』(一粒社, 1966年).

- [38] 渡辺洋三『土地・建物の法律制度（上）』（東京大学出版会，1960年）。
- [39] 和田重司『アダム・スミスの政治経済学』（ミネルヴァ書房，1973年）。
- [40] 吉田民人「資本主義・社会主义パラダイムの批判的考察」（「マルクス経済学のすべて」所収，1980年）。